

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
7	国民健康保険に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

北九州市は、国民健康保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護を実施していることを宣言する。

特記事項

—

評価実施機関名

北九州市長

公表日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険に関する事務
②事務の概要	国民健康保険法、北九州市国民健康保険条例に基づく事務のうち、特定個人情報ファイルを使用して実施する事務の内容は、以下のとおり。 1 被保険者資格の取得・異動 2 医療保険の給付 3 保険料の賦課決定及び変更 4 保険料の徴収、減免、滞納整理 5 保険事業の実施
③システムの名称	国民健康保険システム、中間サーバー、団体内統合宛名システム、宛名管理システム、総合収納システム、総合滞納整理システム、総合窓口システム、国保総合システム、国保情報集約システム、医療保険者等向け中間サーバー等
2. 特定個人情報ファイル名	
国民健康保険情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表44の項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第24条 ・国民健康保険法第113条の3 第1項及び第2項 ・北九州市個人番号の利用に関する条例第3条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・情報提供の根拠規定 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条の表(第2、3、6、13、16、19、20の2、27、38、42、48、55の2、56、65、69、70、81、83、87、95の2、115、125、131、137、141、145、158、161、164、165、166、173、173の2の項) ・情報照会の根拠規定 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条の表(第48、69、70の項) ・オンライン資格確認の業務 番号法附則第6条第4項 国民健康保険法第113条の3 第1項及び第2項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	北九州市保健福祉局保険年金課
②所属長の役職名	保険年金課長
6. 他の評価実施機関	
—	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒803-0814 北九州市小倉北区大手町11番5号 北九州市立文書館
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒803-8501 北九州市小倉北区城内1番1号 北九州市保健福祉局保険年金課 093-582-2415
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[30万人以上] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年3月31日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年3月31日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書及び全項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	Ⅱしきい値判断項目	10万人以上30万人未満	30万人以上	事前	
平成28年4月1日	I-5-②所属長	保険年金課長 末若 明	保険年金課長 花田 隆一	事前	
平成28年4月1日	I-1-③システムの名称	国民健康保険システム、中間サーバー、宛名管理システム(団体内統合宛名システム)、総合収納システム、総合滞納整理システム	国民健康保険システム、中間サーバー、宛名管理システム(団体内統合宛名システム)、総合収納システム、総合滞納整理システム、総合窓口システム	事前	
平成29年6月9日	I-1-③システムの名称	国民健康保険システム、中間サーバー、宛名管理システム(団体内統合宛名システム)、総合収納システム、総合滞納整理システム、総合窓口システム	国民健康保険システム、中間サーバー、宛名管理システム(団体内統合宛名システム)、総合収納システム、総合滞納整理システム、総合窓口システム、次期国保総合システム、国保情報集約システム	事前	
平成29年6月9日	I-3 個人番号の利用 法令上の根拠	北九州市個人番号の利用に関する条例	北九州市個人番号の利用に関する条例第3条	事前	
令和3年10月11日	I-1-③システムの名称	国民健康保険システム、中間サーバー、宛名管理システム(団体内統合宛名システム)、総合収納システム、総合滞納整理システム、総合窓口システム、次期国保総合システム、国保情報集約システム	国民健康保険システム、中間サーバー、団体内統合宛名システム、宛名管理システム、総合収納システム、総合滞納整理システム、総合窓口システム、国保総合システム、国保情報集約システム、医療保険者等向け中間サーバー等	事後	
令和3年10月11日	I-4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第1項第7号	番号法第19条第8号	事後	
令和3年10月11日	Ⅱしきい値判断項目 いつ時点の計数か	令和2年4月1日時点	令和3年10月11日時点	事後	
令和5年2月13日	Ⅱしきい値判断項目 いつ時点の計数か	令和3年10月11日時点	令和4年11月9日時点	事後	
令和5年2月13日	I-3 個人番号の利用 法令上の根拠	(なし)	・国民健康保険法第113条の2 第1項及び第2項	事後	
令和5年2月13日	I-4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(なし)	・オンライン資格確認の準備業務 番号利用法附則第6条第4項 国民健康保険法第113条の2 第1項及び第2項	事後	
令和5年2月13日	Ⅱしきい値判断項目 いつ時点の計数か	令和4年11月9日時点	令和5年11月28日時点	事後	
令和6年1月31日	I-3 個人番号の利用 法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表第一の30の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第24条 ・北九州市個人番号の利用に関する条例第3条	・番号法第9条第1項 別表第一の30の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第24条 ・国民健康保険法第113条の3 第1項及び第2項 ・北九州市個人番号の利用に関する条例第3条	事後	
令和6年1月31日	I-4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・情報提供の根拠規定 番号法第19条第8号 別表第二(第1、2、3、4、5、17、26、27、30、33、39、42、46、58、62、80、87、93、106の項) 番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(第1、2、3、4、5、19、20、25、33、43、44、46、53条) ・情報照会の根拠規定 番号法第19条第8号 別表第二(第42、43、44、45の項) 番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(第25、26条)	・情報提供の根拠規定 番号法第19条第8号 別表(第1、2、3、4、8、14、23、24、26、35、42、44、59、61、85、95、100、115、131の項) 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令(第1、2、3、4、7、10、15、16、22の2、23の2の2、24、30の3、32、46、47、48、50、57、71条) ・情報照会の根拠規定 番号法第19条第8号 別表(第44の項) 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令(第24条) ・オンライン資格確認の準備業務 番号法附則第6条第4項 国民健康保険法第113条の3 第1項及び第2項	事後	
令和6年1月31日	Ⅱしきい値判断項目 いつ時点の計数か	令和4年11月9日時点	令和5年11月28日時点	事後	
令和7年10月1日	I-3 個人番号の利用 法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表第一の30の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第24条	・番号法第9条第1項 法別表の44の項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第24条	事後	
令和7年10月1日	I-4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・情報提供の根拠規定 番号法第19条第8号 別表第二(第1、2、3、4、5、17、26、27、33、39、42、58、62、80、87、93、106の項) 番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(第1、2、3、4、5、12の3、19、20、22の2、24の2、25、31の2の2、33、43、44、46、53条) ・情報照会の根拠規定 番号法第19条第8号 別表第二(第42、43、44の項) 番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(第25、25の2、26条)	・情報提供の根拠規定 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条の表(第2、3、6、13、16、19、20の2、27、38、42、48、55の2、56、65、69、70、81、83、87、95の2、115、125、131、137、141、145、158、161、164、165、166、173、173の2の項) ・情報照会の根拠規定 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条の表(第48、69、70の項) ・オンライン資格確認の準備業務 番号法附則第6条第4項 国民健康保険法第113条の3 第1項及び第2項	事後	
令和7年10月1日	I-4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・情報照会の根拠規定 番号法第19条第8号 別表第二(第42、43、44、45の項)	・情報照会の根拠規定 番号法第19条第8号 別表(第44の項)	事後	
令和7年10月1日	I-5-①部署	北九州市保健福祉局健康医療部保険年金課	北九州市保健福祉局保険年金課	事後	
令和7年10月1日	I-8-連絡先	〒803-8501 北九州市小倉北区城内1番1号 北九州市保健福祉局健康医療部保険年金課 093-582-2415	〒803-8501 北九州市小倉北区城内1番1号 北九州市保健福祉局保険年金課 093-582-2415	事後	
令和7年10月1日	Ⅱしきい値判断項目 いつ時点の計数か	令和5年11月28日 時点	令和7年8月1日 時点	事後	
令和7年10月1日	Ⅳ リスク対策 8. 人手を介在させる作業	—	様式改定に伴う追加	事後	
令和7年10月1日	Ⅳ リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策	—	様式改定に伴う追加	事後	
令和8年4月30日	I-4-②法令上の根拠	オンライン資格確認の準備業務	オンライン資格確認の業務	事後	

特定個人情報保護評価書(全項目評価書)

評価書番号	評価書名
7	国民健康保険に関する事務 全項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

北九州市は、国民健康保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いについて、特定個人情報の漏えいその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護を実施していることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

北九州市長

個人情報保護委員会 承認日【行政機関等のみ】

公表日

項目一覧

I 基本情報
(別添1) 事務の内容
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目
III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策
IV その他のリスク対策
V 開示請求、問合せ
VI 評価実施手続
(別添3) 変更箇所

I 基本情報

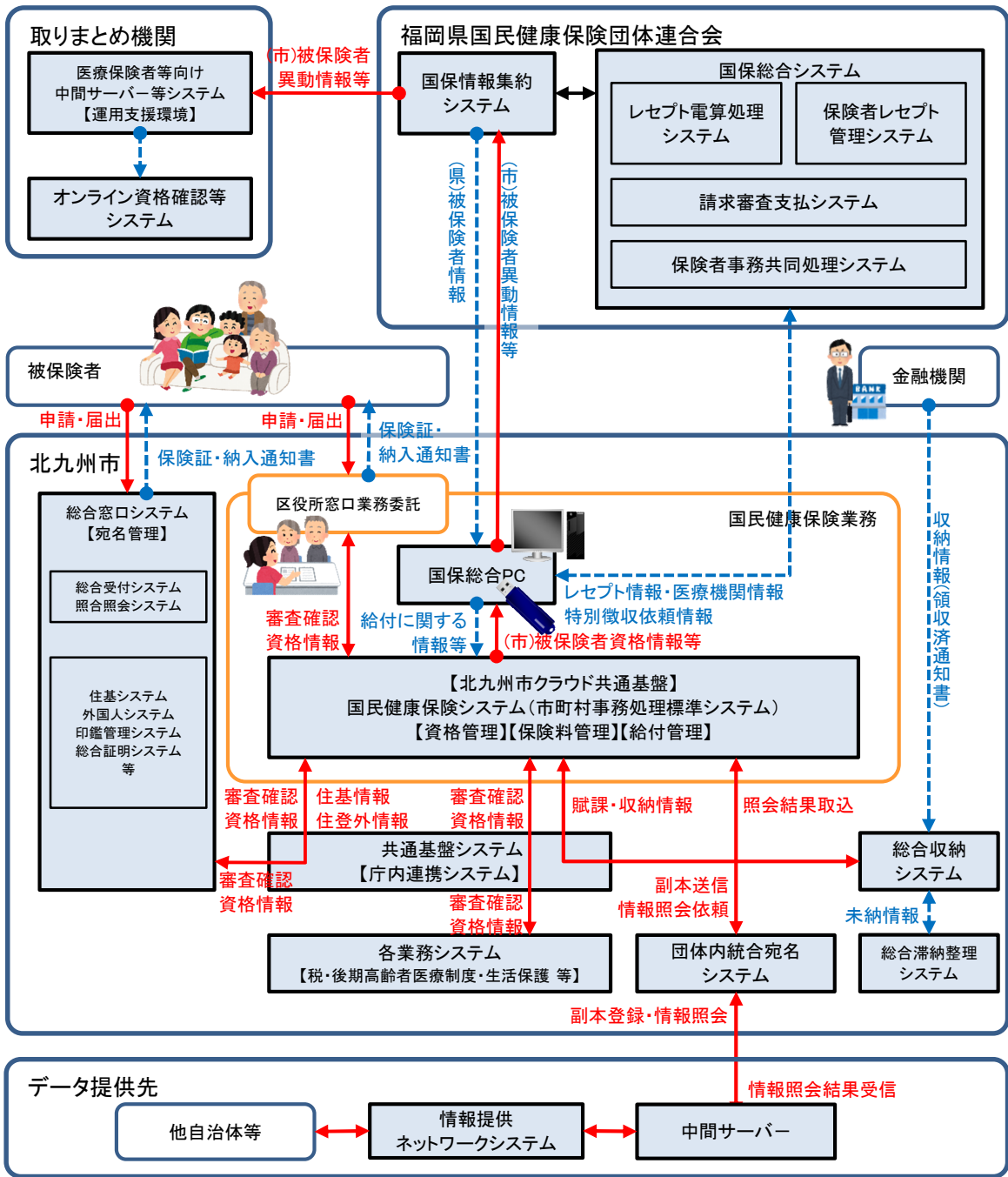
1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険に関する事務
②事務の内容 ※	国民健康保険法、北九州市国民健康保険条例に基づく事務のうち、特定個人情報ファイルを使用して実施する事務の内容は、以下のとおり。 1 被保険者資格の取得・異動 2 医療保険の給付 3 保険料の賦課決定及び変更 4 保険料の徴収、減免、滞納整理 5 保険事業の実施
③対象人数	[30万人以上] <選択肢> 1) 1,000人未満 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	
システム1	
①システムの名称	国民健康保険システム
②システムの機能	1 資格管理機能 国民健康保険の被保険者の資格を管理し、被保険者証等を発行する。 2 保険料賦課機能 国保資格情報、所得情報等をもとに保険料を計算し、納入通知書等を発行する。 3 給付管理機能 レセプト情報を受領し、療養費、高額療養費等を算出・管理する。 4 保険事業関連機能 医療費通知、特定健診受診券等を発行する。
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [<input type="radio"/>] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム [<input type="radio"/>] 宛名システム等 [<input type="radio"/>] 税務システム [<input type="radio"/>] その他 (総合収納システム、総合滞納整理システム、後期高齢者医療システム、 介護保険システム、保健福祉局総合システム)
システム2	
①システムの名称	中間サーバー
②システムの機能	1 符号管理機能 符号管理機能は情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「統一識別番号」とを紐付け、その情報を保管・管理する。 2 情報照会機能 情報照会機能は、情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供受領(照会した情報の受領)を行う。 3 情報提供機能 情報提供機能は、情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う。 4 既存システム接続機能 中間サーバーと既存システム、団体内統合宛名システム及び住基システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携する。 5 情報提供等記録管理機能 特定個人情報(連携対象)の照会、又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する。 6 情報提供データベース管理機能 特定個人情報(連携対象)を副本として、保持・管理する。 7 データ送受信機能 中間サーバーと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携する。 8 セキュリティ管理機能 暗号化/復号機能と、鍵情報及び照会許可照会リスト情報を管理する。 9 職員認証・権限管理機能 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う。 10 システム管理機能 バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼動状態の通知、保管期限切れ情報の削除を行う。

システム6	
①システムの名称	総合滞納整理システム
②システムの機能	<p>国民健康保険システムをはじめとする各賦課業務システムの滞納データを管理し、滞納整理を支援するシステムで、次の機能を有する。</p> <p>①総合収納システムからの滞納データの取り込み。 ②滞納者情報の管理 ③各滞納処分書類の作成 ④納付書、催告書の作成 ⑤統計・決算情報の作成 ⑥延滞金の計算</p>
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [<input type="radio"/>] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[<input type="radio"/>] 宛名システム等 [<input type="radio"/>] 税務システム</p> <p>[<input type="radio"/>] その他 (既存業務システム)</p>
システム7	
①システムの名称	総合窓口システム(総合受付、総合照会、総合証明)
②システムの機能	<p>(総合受付)</p> <p>1 受付及び処理状況管理 総合窓口において市民からのライフイベントに応じた申請や届出等の受付登録を行い、その後の異動入力や交付書類作成等の進行状況を管理</p> <p>2 市民及び職員への案内 ライフイベントや申請・届出処理の結果を踏まえた市民への案内文書作成、また受付担当職員への市民説明用文書の作成</p> <p>3 交付書類 申請・届出処理に伴い作成される証明書等の各種帳票の印刷</p> <p>4 他業務との連携 総合窓口においてワンストップサービスを実施するための国民健康保険や福祉業務等との資格情報を連携</p> <p>(総合照会)</p> <p>1 総合照会機能 住民に対する照会業務の効率化を図るため、住民情報の照会機能を集約 照会可能な情報は世帯情報、個人情報、証明書の発行履歴照会、他業務照会(選挙、国保、後期、年金、福祉系)</p> <p>(総合証明)</p> <p>1 総合証明機能 総合窓口における証明書交付窓口業務の迅速化を図るため、システムの証明機能を集約 発行する証明書の種類は住民票の写しの証明、印鑑登録証明、税証明(所得額証明、非課税証明)</p>
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [<input type="radio"/>] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [<input type="radio"/>] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[<input type="radio"/>] 宛名システム等 [<input type="radio"/>] 税務システム</p> <p>[<input type="radio"/>] その他 (既存業務システム)</p>
システム8	
①システムの名称	<p>国保総合システムおよび国保情報集約システム(以下「国保総合(国保集約)システム(*)」という。)</p> <p>* 国保総合(国保集約)システムは、国保連合会に設置される国保総合(国保集約)システムサーバ群と、市区町村に設置される国保総合PCで構成される。</p>

②システムの機能	<p>(2)情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務に係る機能 (i)機関別符号取得(※2)(評価対象外) ・医療保険者等からの符号取得要求を受領後、システムの自動処理により、符号取得要求ファイルを生成し、情報提供サーバーに転送する。 ・支払基金職員が情報提供サーバーアプリケーションを操作することで、情報提供ネットワークシステムから機関別符号を取得し、機関別符号ファイルに格納する。</p> <p>(ii)情報照会 及び (iii)情報提供(副本情報)(実施しないため評価対象外) ・市区町村国保による情報提供(副本情報)は、「地方公共団体における情報連携プラットフォームに係る中間サーバー(自治体中間サーバー)」を経由して情報提供ネットワークシステムと接続するため、医療保険者等向け中間サーバー等では行わない。</p> <p>(iv)情報提供(オンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供)(※2)(評価対象外) ・マイナポータルからの自己情報開示の求めを受け付け、システムの自動処理により、運用支援環境において被保険者等を特定し、資格履歴ファイルからオンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報(個人番号は含まない。)を提供する。</p> <p>※2 当該機能については支払基金が特定個人情報保護評価を実施するため当評価の対象外。</p> <p>(3)本人確認事務に係る機能 (i)個人番号取得 及び (ii)基本4情報取得(実施しないため評価対象外) ・市区町村国保による情報提供(副本情報)は、「地方公共団体における情報連携プラットフォームに係る中間サーバー(自治体中間サーバー)」を経由して情報提供ネットワークシステムと接続するため、医療保険者等向け中間サーバー等では行わない。</p>												
③他のシステムとの接続	<table border="0"> <tr> <td><input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム</td> <td><input type="checkbox"/> 庁内連携システム</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム</td> <td><input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 宛名システム等</td> <td><input type="checkbox"/> 税務システム</td> </tr> <tr> <td colspan="2"><input type="checkbox"/> その他 ()</td> </tr> </table>	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム	<input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム	<input type="checkbox"/> 宛名システム等	<input type="checkbox"/> 税務システム	<input type="checkbox"/> その他 ()					
<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム												
<input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム												
<input type="checkbox"/> 宛名システム等	<input type="checkbox"/> 税務システム												
<input type="checkbox"/> その他 ()													
3. 特定個人情報ファイル名													
国民健康保険情報ファイル													
4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由													
①事務実施上の必要性	<ul style="list-style-type: none"> ・被保険者の資格管理や医療給付、保険料の賦課・徴収を公平・公正に行うとともに、正確・迅速な業務遂行に資するため。 ・オンライン資格確認で被保険者等の資格情報を利用するためには、医療保険者等向け中間サーバー等において、医療保険者等の加入者等の履歴情報を正確に管理する必要があり、その履歴情報の生成の際には、同一人であることを正確に把握するために個人番号を用いることから、特定個人情報として国民健康保険関連情報ファイルを保有する。 												
②実現が期待されるメリット	<ul style="list-style-type: none"> ・個人番号による突合で、市が保有する住民情報や所得情報との連携が効率化する。 ・また、国や他の自治体等との連携により、被保険者の資格管理や保険料の賦課・徴収に必要な情報の正確・迅速な把握が可能になるとともに、従来被保険者に求められていた書類等の提出を、省略・簡略化できる。 ・オンライン資格確認等システムを通して、資格喪失後の受診に伴う事務コスト等の解消、高額療養費限度額適用認定証等の発行業務等の削減、被保険者番号の入力自動化による返戻レセプトの削減、後続開発システムとの連携による保健医療データ活用のしくみを実現する。 												
5. 個人番号の利用 ※													
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第9条第1項 別表44の項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第24条 ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項 ・北九州市個人番号の利用に関する条例第3条 別表第1の3の項、別表2の13の項、33の項 												
6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※													
①実施の有無	<table border="0"> <tr> <td><input type="checkbox"/> 実施する</td> <td><input type="checkbox"/></td> <td><選択肢></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>1) 実施する</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>2) 実施しない</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>3) 未定</td> </tr> </table>	<input type="checkbox"/> 実施する	<input type="checkbox"/>	<選択肢>			1) 実施する			2) 実施しない			3) 未定
<input type="checkbox"/> 実施する	<input type="checkbox"/>	<選択肢>											
		1) 実施する											
		2) 実施しない											
		3) 未定											

②法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・情報提供の根拠規定 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条の表(第2、3、6、13、16、19、20の2、27、38、42、48、55の2、56、65、69、70、81、83、87、95の2、115、125、131、137、141、145、158、161、164、165、166、173、173の2の項) ・情報照会の根拠規定 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条の表(第48、69、70の項) ・オンライン資格確認の準備業務 番号法附則第6条第4項 国民健康保険法第113条の3 第1項及び第2項
7. 評価実施機関における担当部署	
①部署	北九州市保健福祉局保険年金課
②所属長の役職名	保険年金課長
8. 他の評価実施機関	

(別添1) 事務の内容



(備考)

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
国民健康保険情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	国民健康保険システムに情報が記録されている者のうち、個人番号を有する者
その必要性	国民健康保険業務を適正に行うため、必要な範囲の特定個人情報を保有するもの
④記録される項目	[100項目以上] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 [<input type="checkbox"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="checkbox"/>] 5情報(氏名、氏名の振り仮名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 (公金受取口座情報)
その妥当性	1 その他識別情報:対象者を正確に特定するため記録 2 連絡先情報:対象者の世帯情報の管理及び送付先の把握のため記録 3 業務関係情報: ・地方税関係情報:保険料の賦課、保険給付の算定のために記録 ・医療保険関係情報:資格管理、保険給付のために記録 ・生活保護・社会福祉関係情報:資格管理、保険給付のために記録 ・介護・高齢者福祉関係情報:保険料の特別徴収のために記録 ・年金情報:保険料の特別徴収実施のために記録 ・公金受取口座情報:保険給付及び保険料還付のために記録
全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開始日	平成28年1月
⑥事務担当部署	北九州市保健福祉局保険年金課
3. 特定個人情報の入手・使用	
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 (総務市民局区政推進課、財政・変革局税制課、保健福祉局保護課、保健福祉局介護保険課) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 (年金保険者、デジタル庁) <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 (他自治体) <input type="checkbox"/> 民間事業者 () <input type="checkbox"/> その他 (福岡県国民健康保険団体連合会)

	対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	特定個人情報ファイルの範囲と同様	
	その妥当性	オペレーション作業については全てのデータを取り扱うため、特定個人情報ファイル全体を委託の対象にする必要がある。	
③委託先における取扱者数	[10人以上50人未満]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input checked="" type="checkbox"/> その他 (本業務委託は、本市専用のサーバ群の運用管理であり、ファイルの提供は) 行わない。		
⑤委託先名の確認方法	物品等供給契約競争入札結果等の公表要領に基づく公表、また、北九州市情報公開条例に基づく契約書の開示請求により確認することができる。		
⑥委託先名	日立・NTT企業連合		
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託する]	<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	委託先及び再委託先から下記資料の提出を受け、承諾を判断している。 また、再委託を承諾する条件として、再委託先の管理・監督業務を行うことを条件に、許諾している。 <委託先> ・再委託対象業務、再委託の理由、再委託先名称、再委託期間等を含む再委託の承認依頼 <再委託先> ・情報資産の保護体制等の報告 ・従事者一覧 ・代表者を含む情報資産に関する誓約書	
	⑨再委託事項	オペレーション業務	
委託事項3			
総合収納システム運用保守業務			
①委託内容	総合収納システムの運用及び保守業務		
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[特定個人情報ファイルの全体]	<選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部	
	対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	特定個人情報ファイルの範囲と同様	
	その妥当性	システムの運用・保守作業を実施するために、特定個人情報ファイル全体を委託の対象にする必要がある。	
③委託先における取扱者数	[10人以上50人未満]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input checked="" type="checkbox"/> その他 (システムの運用保守作業において、特定個人情報ファイルの提供は行わな) い。		
⑤委託先名の確認方法	物品等供給契約競争入札結果等の公表要領に基づく公表、また、北九州市情報公開条例に基づく契約書の開示請求により確認することができる。		
⑥委託先名	株式会社RKKCS		

再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託しない]	<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法		
	⑨再委託事項		
委託事項4		総合滞納整理システム運用保守業務	
①委託内容		総合滞納整理システム運用及び保守業務	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[特定個人情報ファイルの一部]	<選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	特定個人情報ファイルの範囲と同様	
	その妥当性	システムの運用・保守作業を実施するために、特定個人情報ファイルの一部が委託の対象となる。	
③委託先における取扱者数		[10人以上50人未満]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [○] その他 (システムの運用保守作業において、特定個人情報ファイルの提供は行わない。)	
⑤委託先名の確認方法		物品等供給契約競争入札結果等の公表要領に基づく公表、また、北九州市情報公開条例に基づく契約書の開示請求により確認することができる。	
⑥委託先名		北日本コンピューターサービス株式会社	
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託しない]	<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法		
	⑨再委託事項		
委託事項5		税金・料金お知らせセンター管理運營業務	
①委託内容		電話による国民健康保険料納付勧奨業務	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[特定個人情報ファイルの一部]	<選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	国民健康保険料の滞納整理対象者	
	その妥当性	滞納情報確認や折衝記録入力作業が発生するため、特定個人情報ファイルの一部が委託の対象となる。	
③委託先における取扱者数		[10人未満]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上

④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[]専用線 []電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) []フラッシュメモリ []紙 [○]その他 (滞納情報の確認・入力作業において、特定個人情報ファイルの提供は行わない。)
⑤委託先名の確認方法		物品等供給契約競争入札結果等の公表要領に基づく公表、また、北九州市情報公開条例に基づく契約書の開示請求により確認することができる。
⑥委託先名		アクセンチュア株式会社
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	
委託事項6		宛名管理システム運用保守業務
①委託内容		宛名管理システムの運用及び保守業務
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[特定個人情報ファイルの全体] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	特定個人情報ファイルの範囲と同様
	その妥当性	システムの運用・保守作業を実施するために、特定個人情報ファイル全体を委託の対象にする必要がある。
③委託先における取扱者数		[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[]専用線 []電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) []フラッシュメモリ []紙 [○]その他 (システムの運用保守作業において、ファイルの提供は行わない。)
⑤委託先名の確認方法		物品等供給契約競争入札結果等の公表要領に基づく公表、また、北九州市情報公開条例に基づく契約書の開示請求により確認することができる。
⑥委託先名		株式会社RKKCS
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	
委託事項7		資格継続業務、高額該当回数の引き継ぎ業務に関する市町村保険者事務共同処理業務
①委託内容		<ul style="list-style-type: none"> 療養給付の審査・支払に付随する業務として、都道府県単位で管理することとなる資格取得年月日や喪失年月日の管理(資格継続業務)と、同一都道府県内で転居があった場合における高額療養費の該当回数を通算するための同一世帯判定に必要な情報等の管理(高額該当の引き継ぎ業務)を委託する。 なお、個人番号を用いるのは、資格継続業務と高額該当の引き継ぎ業務(国保総合(国保集約)システム)のみであり、国民健康保険の療養給付等の審査・支払業務そのものには、個人番号を用いない。 オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するため、国保連合会は、市区町村より受領した被保険者資格異動に関するデータを編集し、「医療保険者等向け中間サーバー等」へ送信、登録を行う。

	対象となる本人の範囲 ※	国民健康保険の加入、脱退、異動、保険料の徴収等に係る者など
	その妥当性	国民健康保険の加入、脱退、異動、保険料の徴収等に係る処理が発生するため、特定個人情報ファイルの一部が委託の対象となる。
③委託先における取扱者数	[50人以上100人未満]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [O] 紙 [] その他 ()	
⑤委託先名の確認方法	物品等供給契約競争入札結果等の公表要領に基づく公表、また、北九州市情報公開条例に基づく契約書の開示請求により確認することができる。	
⑥委託先名	パーソルビジネスプロセスデザイン株式会社	
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託しない]
	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	
委託事項9		
団体内統合宛名システム運用保守業務		
①委託内容	団体内統合宛名システムの運用及び保守業務	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[特定個人情報ファイルの全体]	<選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]
	対象となる本人の範囲 ※	特定個人情報ファイルの範囲と同様
	その妥当性	システムの運用・保守作業を実施するために、特定個人情報ファイル全体を委託の対象にする必要がある。
③委託先における取扱者数	[10人未満]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [O] その他 (システムの運用保守作業において、ファイルの提供は行わない。)	
⑤委託先名の確認方法	物品等供給契約競争入札結果等の公表要領に基づく公表、また、北九州市情報公開条例に基づく契約書の開示請求により確認することができる。	
⑥委託先名	富士通Japan株式会社北九州支店	
	⑦再委託の有無 ※	[再委託する]
		<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない

再委託	⑧再委託の許諾方法	<p>委託先の支払基金から再委託先の商号又は名称、住所、再委託する理由、再委託する業務の範囲、再委託する業務及び取り扱う特定個人情報の範囲、再委託先に係る業務の履行能力、再委託先への立ち入り調査に係る要件、その他当市が求める情報について記載した書面による再委託申請及び再委託に係る履行体制図(委託先による再委託先に対する監督体制を含む。)の提出を受け、支払基金と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していること等、再委託先における安全管理措置を確認し、決裁等必要な手続を経た上で、再委託を許諾する(再委託先が更に再委託する場合も同様とする。)</p> <p>運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施することになるため、クラウド事業者は、次を満たすものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証及びISO/IEC27018の認証を取得していること ・セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できること ・日本国内でのデータ保管を条件としていること ・上記のほか、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしていること。 <p>運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、開発者および運用者は、クラウド事業者が提示する責任共有モデルを理解し、OSから上のレイヤーに対して、システム構築上および運用上のセキュリティ(OSやミドルウェアの脆弱性対応、適切なネットワーク設定、アプリケーション対応、データ暗号化etc)をどのように確保したかを書面にて示した上で、許諾を得ること。</p>
	⑨再委託事項	医療保険者等向け中間サーバー等の運用・保守業務
委託事項12		国保総合(国保集約)システムに係るアプリケーション保守業務及びシステム運用事務
①委託内容		国保総合(国保集約)システムに係るアプリケーション保守業務(アプリケーション改修、データパッチ実施等)及びシステム運用事務(バックアップ取得、システム障害等発生時のデータ復旧等)
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		<p>[特定個人情報ファイルの全体]</p> <p><選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部</p>
対象となる本人の数		<p>[10万人以上100万人未満]</p> <p><選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
対象となる本人の範囲 ※		<ul style="list-style-type: none"> ・被保険者(*): 都道府県の区域内に住所を有する者で、他の医療保険制度の被保険者でない者のうち、当市に住所を有する者 ・擬制世帯主: 被保険者が属する住民基本台帳上の世帯主のうち、国民健康保険の被保険者でない者 (例: 国保に加入している世帯員がいるが、その世帯の世帯主は社会保険に加入している場合に、この国保に未加入の世帯主を「擬制世帯主」という。) ・過去に被保険者であった者および過去に擬制世帯主であった者 * 国民健康保険法第5条から第6条に基づく被保険者のうち、当市に加入資格が適用される者をいう
その妥当性		<ul style="list-style-type: none"> ・被保険者の情報は、国民健康保険に関する事務の基礎情報であるため管理する必要がある。 ・医療費の自己負担限度額が非課税区分に該当するかどうかを判定する際には、擬制世帯主の住民税課税状況を含んで判定をするため、被保険者のみでなく、擬制世帯主の情報も必要である。 ・療養給付の審査・支払に関する業務等を行う上で、被保険者とその被保険者が属する世帯の世帯主(擬制世帯主)に関する所得等の情報を管理する必要がある。 ・「国民健康保険法(昭和33年法律第192号)」第110条によって保険給付を受ける権利は、2年間有効、「地方自治法(昭和22年法律第67号)第236条1項」によって不当利得の返還を受ける権利は5年間有効とされているため、過去の特定個人情報についても管理する必要がある。 ・なお、個人番号を用いるのは、資格継続業務と高額該当の引き継ぎ業務およびオンライン資格確認の準備のための医療保険者等向け中間サーバー等への被保険者資格情報の提供(国保総合(国保集約)システム)のみであり、国民健康保険の療養給付等の審査・支払業務そのものには、個人番号を用いない。
③委託先における取扱者数		<p>[10人以上50人未満]</p> <p><選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上</p>
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		<p>[<input checked="" type="checkbox"/>] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[] フラッシュメモリ [] 紙</p> <p>[] その他 ()</p>
⑤委託先名の確認方法		物品等供給契約競争入札結果等の公表要領に基づく公表、また、北九州市情報公開条例に基づく契約書の開示請求により確認することができる。

⑥委託先名		福岡県国保連合会 (福岡県国保連合会は、国保中央会に再委託する)
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	<p>委託先の福岡県国民健康保険団体連合会から再委託先の商号又は名称、住所、再委託する理由、再委託する業務の範囲、再委託する業務及び取り扱う特定個人情報の範囲、再委託先に係る業務の履行能力、再委託先への立ち入り調査に係る要件、その他当市が求める情報について記載した書面による再委託申請及び再委託に係る履行体制図(委託先による再委託先に対する監督体制を含む。)の提出を受け、福岡県国民健康保険団体連合会と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していること等、再委託先における安全管理措置を確認し、決裁等必要な手続を経た上で、再委託を許諾する(再委託先が更に再委託する場合も同様とする。)</p> <p>国保総合(国保集約)システムを、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施することになるため、クラウド事業者は、次を満たすものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証及びISO/IEC27018の認証を取得していること ・セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できること ・日本国内でのデータ保管を条件としていること ・上記のほか、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしていること。 ・クラウド事業者が提供するクラウドサービスは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に基づくクラウドサービスリストに掲載されているものとする。 <p>国保総合(国保集約)システムを、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、開発者および運用者は、クラウド事業者が提示する責任共有モデルを理解し、OSから上のレイヤーに対して、システム構築上および運用上のセキュリティ(OSやミドルウェアの脆弱性対応、適切なネットワーク設定、アプリケーション対応、データ暗号化etc)をどのように確保したかを書面にて示した上で、許諾を得ること。</p>
	⑨再委託事項	国保総合(国保集約)システムに係るアプリケーション保守業務及びシステム運用事務の全て
委託事項13		クラウド共通基盤(オペレーション業務等)
①委託内容		クラウド共通基盤(オペレーション業務等)
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[特定個人情報ファイルの全体] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	[] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	特定個人情報ファイルの範囲と同様
	その妥当性	オペレーション作業については全てのデータを取り扱うため、特定個人情報ファイル全体を委託の対象にする必要がある。
③委託先における取扱者数		[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [○] その他 (本業務委託は、本市専用のサーバ群の運用管理でありファイルの提供は行わない)
⑤委託先名の確認方法		物品等供給契約競争入札結果等の公表要領に基づく公表、また、北九州市情報公開条例に基づく契約書の開示請求により確認することができる。
⑥委託先名		(株)日立製作所

再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託する] ＜選択肢＞ 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	委託先及び再委託先から下記資料の提出を受け、承諾を判断している。 また、再委託を承諾する条件として、再委託先の管理・監督業務を行うことを条件に、許諾している。 ＜委託先＞ ・再委託対象業務、再委託の理由、再委託先名称、再委託期間等を含む再委託の承認依頼 ＜再委託先＞ ・情報資産の保護体制等の報告 ・従事者一覧 ・代表者を含む情報資産に関する誓約書
	⑨再委託事項	オペレーション業務

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)

提供・移転の有無	[<input type="radio"/>] 提供を行っている (1) 件 [<input type="radio"/>] 移転を行っている (9) 件 [] 行っていない
提供先1	番号法第19条第8号別表に定める情報照会者(別紙1参照)
①法令上の根拠	番号法第19条第8号別表
②提供先における用途	番号法第19条第8号別表に定める各事務(別紙1参照)
③提供する情報	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] ＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	国民健康保険システムに記録されている被保険者
⑥提供方法	[<input type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供依頼のあった都度
移転先1	保健福祉局保護課
①法令上の根拠	・番号法第9条第2項 ・北九州市個人番号の利用に関する条例
②移転先における用途	・番号法第9条第1項 別表23に定める事務(生活保護事務) ・番号法第9条第1項 別表95に定める事務(中国残留邦人等支援給付事務)

③移転する情報	国民健康保険給付関係情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	国民健康保険システムに記録されている被保険者	
⑥移転方法	<input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	随時	
移転先2	保健福祉局保険年金課	
①法令上の根拠	・番号法第9条第2項 ・北九州市個人番号の利用に関する条例	
②移転先における用途	後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務	
③移転する情報	国民健康保険給付関係情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[100万人以上1,000万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	国民健康保険システムに記録されている被保険者	
⑥移転方法	<input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	情報提供依頼のあった都度	
移転先3	保健福祉局介護保険課	
①法令上の根拠	・番号法第9条第2項 ・北九州市個人番号の利用に関する条例	
②移転先における用途	保険料の特別徴収に関する事務	
③移転する情報	保険料賦課情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	国民健康保険システムに記録されている被保険者	
⑥移転方法	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 専用線 <input checked="" type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	情報提供依頼のあった都度	

移転先4	保健福祉局保険年金課
①法令上の根拠	・番号法第9条第2項 ・北九州市個人番号の利用に関する条例
②移転先における用途	北九州市後期高齢者のはり及びきゅうの施術に要する費用の補助に関する事務
③移転する情報	北九州市国民健康保険はり、きゅう利用規則によるはり、きゅうの利用に関する情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	国民健康保険システムに記録されている被保険者
⑥移転方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	情報提供依頼のあった都度
移転先5	子ども家庭局子育て支援部子育て支援課
①法令上の根拠	・番号法第9条第2項 ・北九州市個人番号の利用に関する条例
②移転先における用途	小児慢性特定疾患医療費の支給の停止に関する事務
③移転する情報	国民健康保険給付関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	国民健康保険システムに記録されている被保険者
⑥移転方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	情報提供依頼のあった都度
移転先6	保健福祉局障害福祉部障害者支援課
①法令上の根拠	・番号法第9条第2項 ・北九州市個人番号の利用に関する条例
②移転先における用途	・肢体不自由児通所医療費の支給の停止に関する事務 ・障害児入所医療費の支給の停止に関する事務
③移転する情報	国民健康保険給付関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	国民健康保険システムに記録されている被保険者

⑥移転方法	<input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ()
⑦時期・頻度	情報提供依頼のあった都度
移転先7	財政・変革局税務部収税企画課
①法令上の根拠	・番号法第9条第2項 ・北九州市個人番号の利用に関する条例
②移転先における用途	社会保険料控除額の認定に関する事務
③移転する情報	保険料の徴収に関する情報
④移転する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <input type="checkbox"/> <small><選択肢></small> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	国民健康保険システムに記録されている被保険者
⑥移転方法	<input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ()
⑦時期・頻度	情報提供依頼のあった都度
移転先8	保健福祉局保険年金課
①法令上の根拠	・番号法第9条第2項 ・北九州市個人番号の利用に関する条例
②移転先における用途	国民年金保険料の免除の申請に係る事実についての審査に関する事務
③移転する情報	北九州市国民健康保険条例第21条の申告書に関する情報
④移転する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 1万人未満 <input type="checkbox"/> <small><選択肢></small> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	国民健康保険システムに記録されている被保険者
⑥移転方法	<input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ()
⑦時期・頻度	情報提供依頼のあった都度
移転先9	保健福祉局障害福祉部障害者支援課、保健福祉局障害福祉部精神保健・地域移行推進課
①法令上の根拠	・番号法第9条第2項 ・北九州市個人番号の利用に関する条例
②移転先における用途	自立支援医療費の支給の審査に関する事務
③移転する情報	国民健康保険法施行規則第27条の13第4項の特定疾病療養受療証に関する情報

<p>③ 消去方法</p>	<p><北九州市システム共通基盤における措置></p> <p>① 特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、北九州市システム共通基盤の保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。</p> <p>② ディスク交換やハード更改等の際は、北九州市システム共通基盤の保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。</p> <p><北九州市クラウド共通基盤における措置></p> <p>① 特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施される。地方公共団体の業務データはパブリッククラウドのクラウド事業者およびクラウド共通基盤の運用事業者にはアクセスが制御されているため特定個人情報を消去することはない。</p> <p>② クラウド事業者がHDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際にデータの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等にしたがって確実にデータを消去する。</p> <p>③ 既存システムについては、地方公共団体が委託した開発事業者が既存の環境からクラウド共通基盤へ移行することになるが、移行に際しては、データ抽出及びクラウド環境へのデータ投入、並びに利用しなくなった環境の破棄等を実施する。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p>① 特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者及びクラウドサービス事業者が特定個人情報を消去することはない。</p> <p>② クラウドサービス事業者が保有・管理する環境において、障害やメンテナンス等によりディスクやハード等を交換する際は、クラウドサービス事業者において、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度 (ISMAP) に準拠したデータの暗号化消去及び物理的破壊を行う。さらに、第三者の監査機関が定期的に発行するレポートにより、クラウドサービス事業者において確実にデータの暗号化消去及び物理的破壊が行われていることを確認する。</p> <p>③ 中間サーバー・プラットフォームの移行の際は、地方公共団体情報システム機構及び中間サーバー・プラットフォームの事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、データセンターに設置しているディスクやハード等を物理的破壊により完全に消去する。</p>
<p>7. 備考</p>	
<p>—</p>	

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

【国民健康保険情報ファイル】

- ・資格管理情報
- ・賦課管理情報
- ・給付管理情報
- ・収納管理情報
- ・滞納管理情報

※ 厚生労働省が定める「国民健康保険システムの標準仕様書」に準拠

【宛名情報】

1.利用団体コード、2.住民コード、3.基本情報異動SEQ、4.停止フラグ、5.住民票コード、6.異動業務区分、7.異動事由コード、8.異動日、9.届出日、10.一全区分、11.住民区分、12.産業分類コード、13.増事由コード、14.住民増異動日、15.住民増届出日、16.減事由コード、17.住民減異動日、18.住民減届出日、19.住民となった異動日、20.住民となった届出日、21.帰化日、22.カナ氏名、23.氏名、24.生年月日元号、25.生年月日、26.死亡日元号、27.死亡日、28.性別、29.続柄、30.混合続柄、31.保護者コード、32.保護者続柄、33.カナ屋号、34.屋号、35.世帯コード、36.代表者カナ、37.代表者氏名、38.混合世帯主カナ、39.混合世帯主名、40.世帯内ソートキー、41.混合世帯内ソートキー、42.住定日、43.住定届出日、44.郵便番号、45.住所区分、46.市町村コード、47.大字コード、48.本番、49.枝番、50.小枝番、51.小小枝番、52.マンションコード、53.棟コード、54.部屋コード、55.住所、56.方書、57.小学校区コード、58.中学校区コード、59.投票区コード、60.自治会コード、61.災害避難場所コード、62.転入前市町村コード、63.転入前住所郵便番号、64.転入前住所、65.転入前方書、66.通称現住所コード、67.通称本番、68.通称枝番、69.通称小枝番、70.通称小小枝番、71.通称住所、72.通称方書、73.管理コード、74.新住民コード、75.転出先コード、76.合併前市町村コード、77.住民票異動SEQ、78.個人番号、79.管轄コード、80.連番、81.電話区分、82.市外局番、83.局番、84.番号、85.内線、86.有効期間から、87.有効期間まで、88.納付方法コード、89.金融機関コード、90.支店名コード、91.預金種別コード、92.口座番号、93.名義人(カナ)、94.名義人住民コード、95.更新職員番号、96.更新処理日、97.科目コード、98.送付先住民コード、99.送付先郵便番号、100.送付先住所、101.送付先方書、102.送付先カナ氏名、103.送付先氏名、104.管理人区分、105.管理人住民コード、106.脱退事由コード、107.納付組合コード、108.送達区分、109.宛先、110.開始日、111.閉鎖日、112.閉鎖事由コード、113.送信拒否開始時間、114.送信拒否終了時間、115.外国人登録番号、116.公称カナ、117.公称名、118.併記名、119.国籍、120.在留資格、121.在留期間、122.関連人区分、123.関連人住民コード、124.関連人郵便番号、125.関連人住所、126.関連人方書、127.関連人カナ氏名、128.関連人氏名、129.関連人所属、130.関連人肩書、131.Eメールアドレス、132.通称区分、133.氏名連動区分、134.国籍等、135.外国人住民となった異動日、136.外国人住民となった届出日、137.30条45規定区分、138.在留期間等、139.在留期間の満了の日、140.在留カード等の番号、141.更新処理時刻、142.代表住民コード、143.同一人物住民コード、144.名寄区分、145.事由、146.職員番号、147.処理日、148.処理時間、149.メモ、150.有効期限、151.発送番号、152.発送日、153.帳票区分、154.送付形態区分、155.送付先区分、156.宛先住民コード、157.宛先履歴番号、158.送付先科目コード、159.送付先納付番号、160.送付先帳票区分、161.送付先履歴SEQ、162.返送日、163.返送事由コード、164.返送備考、165.結果(処分)区分、166.処分日、167.再発送日、168.再発送番号、169.調査日、170.調査枝番、171.調査コード、172.調査内容、173.調査員、174.調査所管、175.他市照会

Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
国民健康保険情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク1： 目的外の入手が行われるリスク	
対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	<p>個人番号カード、又は通知カードと身分証明書の提示による本人確認を厳守することで、対象者以外の情報の入手を防止する。</p> <p><国保連合会からの入手></p> <p>・国保総合PCにおける措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入手元は、国保連合会の国保総合(国保集約)システムに限定されており、配信されるデータは国保連合会において、関連性や妥当性および整合性のチェック(*)が行われていることが前提となるため、対象者以外の情報を入手することはない。 ・国保総合PCにおいて対象者の検索や検索結果を表示する画面には、個人番号を表示しないことにより、誤った対象者に関する特定個人情報の入手を防止している。 <p>* :ここでいう関連性・整合性チェックとは、すでに個人番号が紐付いている(宛名番号が同じ)人に、以前と異なる個人番号を紐付けようとした場合、あるいは個人番号が空白の場合に、確認リストを出力する等の機能のことを指す。</p>
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・必要とされる情報以外記載できない書類様式とする。 ・情報提供ネットワークシステム連携によるデータも、必要な情報以外を入手できないフォーマットとする。 <p><国保連合会からの入手></p> <p>・国保総合PCにおける措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入手元は、国保連合会の国保総合(国保集約)システムに限定されており、配信されるデータは国保連合会においてあらかじめ指定されたインタフェース(*)によって配信されることが前提となるため、必要な情報以外を入手することはない。 <p>* :ここでいう指定されたインタフェースとは、国保総合(国保集約)システムの外部インタフェース仕様書に記載されている国保連合会の国保総合(国保集約)システムと市区町村に設置する国保総合PCとの間でやりとりされるデータ 定義のことをいい、その定義に従った項目(法令等で定められた範囲)でないと、国保連合会の国保総合(国保集約)システムからデータ配信ができないしくみになっている。</p>
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 不適切な方法で入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・届出書類等については本人確認を徹底し、正当な者以外からの入手を排除する。 ・庁内連携システムからの入手については、ユーザIDによる識別と、職員カード及びパスワードによる認証により、権限のある者が、指定された端末機によってのみ操作が可能になっている。 <p><国保連合会からの入手></p> <p>・国保総合PCにおける措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報の入手元は、国保連合会の国保総合(国保集約)システムに限定されており、専用線を用いるとともに、指定されたインタフェース(法令で定められる範囲)でしか入手できないようシステムで制御しており、国保総合(国保集約)システムの外部インタフェース仕様書に記載されている対象、周期およびデータ定義等によって、本市と国保連合会の双方に共通の認識があり、その定義に従った内容でないとデータの送受信ができないことで、不適切な方法で入手が行われるリスクを軽減している。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク4: 入手の際に特定個人情報 ^が 漏えい・紛失するリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報を含む帳票類は鍵付き保管庫で保管する。 ・国民健康保険システムと他の業務システムとの連携にあたっては、庁内専用線を使用し、外部ネットワークからのアクセスは遮断されている。 <p><国保連合会からの入手></p> <ul style="list-style-type: none"> ・国保総合PCにおける措置 <ul style="list-style-type: none"> ・本市の国保総合PCは、国保連合会のみと接続され、接続には専用線を用いる。 ・本市の国保総合PCと国保連合会の国保総合(国保集約)システムとの通信には、認証・通信内容の暗号化を実施している。 ・本市の国保総合PCと国保連合会の国保総合(国保集約)システムとの専用ネットワークは、ウイルス対策ソフトウェア、ファイアウォール等によってセキュアなシステム稼働環境を確保することにより、不適切な方法によってデータが漏えい・紛失することのリスクを軽減している。 ・ウイルス対策ソフトウェアは自動でアップデートを行うこととしており、接続拠点の追加、削除等を含め、ファイアウォール等の設定変更が必要となった際は国保連合会により迅速に実施される。 ・国保総合PCにおいて対象者の検索や検索結果を表示する画面には、個人番号を表示しないことにより、不適切な操作等によってデータが漏えい・紛失することのリスクを軽減している。 ・国保総合PCへのログイン時の職員認証の他に、ログインを実施した職員・時刻・操作内容の記録が実施されるため、その抑止効果として、不適切な操作等によってデータが漏えい・紛失することのリスクを軽減している。 ・国保総合PCと既存の国民健康保険システムとの間の情報の授受において使用する電子記録媒体については、次の措置を講じる。 <ul style="list-style-type: none"> ・電子記録媒体は、権限を付与された最小限の職員だけが取り扱うように限定する。 ・電子記録媒体は媒体管理簿で管理し、保管庫に施錠保管する。 ・電子記録媒体に保存する情報については、作業が終わる都度、速やかに情報を消去する。 ・定期的に操作ログをチェックし、データ抽出等の不正な持出しが行われていないか監視する。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
—	
3. 特定個人情報の使用	
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
宛名システム等における措置の内容	宛名システム等で管理する特定個人情報は、利用する業務システム毎にアクセス制御を行う。
事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	庁内の他システムからアクセスできないよう適切なアクセス制限を講じており、目的を超えた紐付けは行われないようにしている。
その他の措置の内容	<p><国保総合PCにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・市区町村の職員等が不正にデータ抽出等できないように、GUIによるデータ抽出機能(*)は国保総合PCに搭載しないことにより、個人番号利用事務以外でデータが抽出等されることはなく、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクを軽減している。 <p>* :ここでいうGUIによるデータ抽出機能とは、国民健康保険関係情報ファイルのデータベースからデータを抽出するにあたって、抽出条件等を端末の画面上から簡単なマウス操作等で指定でき、CSV等のデータ形式で国保総合PC上のハードディスク等にファイルを出力する機能のことを指す。</p>
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	

ユーザ認証の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	<p><北九州市における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象業務システムを利用する端末は、該当職員個人のICカード及びパスワードによる認証を行っている。 ・対象業務システムを利用する職員を特定し、職員毎に利用可能な機能を制御(アクセス制御)している。 ・認証に使用するパスワードは、定期的に変更する運用を行っている。 <p><国保総合PCにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・国保総合PCを利用する必要がある事務取扱担当者进行を特定し、個人ごとにユーザIDを割り当てるとともに、パスワードによるユーザ認証を実施する。 ・なりすましによる不正を防止する観点から、共用IDの発行は禁止している。 ・国保総合PCにおいて対象者の検索や検索結果を表示する画面には、個人番号を表示しないことよって、特定個人情報不正に使用されることのリスクを軽減している。 ・ログインしたまま端末を放置せず、離席時にはログアウトすることやログインID、パスワードの使いまわしをしないことを徹底している。 ・パスワードは、規則性のある文字列や単語は使わず、推測されにくいものを使用する。 	
アクセス権限の発効・失効の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	<ul style="list-style-type: none"> ・アクセス権の発行 当該業務システムを所管している所属長に対し、下記の内容を記載した申請を行い当該業務システムを所管している所属長がアクセス権限を設定する。 ・必要なアクセス権限の種類 ・アクセス権限が必要な期間 ・利用する業務名及び業務概要 ・利用目的及び必要とする理由(法令根拠等) ・申請課及び利用課の所属長及び利用者 ・アクセス権の失効 アクセス権は、必要な期間の満了日に自動削除される。 また、アクセス権が必要な期間の満了日前に異動若しくは退職した場合にも自動削除される。 	
アクセス権限の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	権限設定状況の一覧表がオンラインから出力可能であり、出力した帳票を基に定期的な見直しを実施している。	
特定個人情報の使用の記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	<p><北九州市における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報へのアクセス記録は、システムがアクセスログ(日時、利用者、利用端末、利用情報)として全件記録している。 <p><国保総合PCにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・国保総合PCへのログイン時の認証の他に、ログインを実施した職員等・時刻・操作内容を記録している。 ・情報システム管理者は定期的又はセキュリティ上の問題が発生した際に、記録の内容と関連する書面の記録を照合して確認し、不正な運用が行われていないかを監査する。 ・当該記録については、一定期間保存することとしている。 	
その他の措置の内容	-	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク		
リスクに対する措置の内容	<p>従業者が利用可能なシステムは、それぞれの事務分担に応じ制限されており、不必要な情報にはアクセスできない措置を講じている。</p> <p>また、全職員を対象に情報セキュリティに関する研修を年1回実施している。</p>	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p><北九州市における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ファイルが不正に複製できないようにするため、特定個人情報を扱う端末は、 <ul style="list-style-type: none"> ・許可されたUSBメモリ等の外部記憶媒体以外は、接続できない。 ・端末に業務用データが残らない。 <p>などの仕様としている。</p> <p><国保総合PCにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・市区町村の職員等が不正にデータ抽出等できないように、GUIによるデータ抽出機能(*)は国保総合PCに搭載しないことにより、個人番号利用事務以外でデータが抽出等されることはない。 ・国保総合PCへのログイン時の認証の他に、ログインを実施した職員等・時刻・操作内容が記録され、国保連合会においても定期的又はセキュリティ上の問題が発生した際に、記録の内容が確認し、不正な運用が行われていないかが監査される。 <p>*:ここでいうGUIによるデータ抽出機能とは、国民健康保険関係情報ファイルのデータベースからデータを抽出するにあたって、抽出条件等を端末の画面上から簡単なマウス操作等で指定でき、CSV等のデータ形式で国保総合PC上のハードディスク等にファイルを出力する機能のことを指す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国保総合PCと既存の国民健康保険市区町村事務処理システムとの間の情報の授受において使用する電子記録媒体については、次の措置を講じる。 <ul style="list-style-type: none"> ・電子記録媒体は、権限を付与された最小限の職員だけが取り扱うように限定する。 ・電子記録媒体は媒体管理簿で管理し、保管庫に施錠保管する。 ・電子記録媒体に保存する情報については、作業が終わる都度、速やかに情報を消去する。 ・保管する必要がない使用済の電子記録媒体はシュレッダーで粉碎し破棄する。 ・定期的に操作ログをチェックし、データ抽出等の不正な持出しが行われていないか監視する。
リスクへの対策は十分か	<p>[課題が残されている] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
—	
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない	
<p>委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク</p> <p>委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク</p> <p>委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク</p> <p>委託契約終了後の不正な使用等のリスク</p> <p>再委託に関するリスク</p>	
情報保護管理体制の確認	委託契約を締結しようとするときは、委託者の情報資産を管理するための組織体制、方法等について確認を行い、加えて、情報資産の秘密を保持する等のため、その代表者及び従事者から情報資産の適正な取扱いに関する誓約書を提出させている。
特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限	<p>[制限している] <選択肢></p> <p>1) 制限している 2) 制限していない</p>
具体的な制限方法	<p><北九州市における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者を限定するため事前に委託作業者の名簿を提出させる。 ・特定個人情報ファイルへのアクセスを行う場合、事前に申請許可された者以外はアクセスできないよう制御し、ユーザID/パスワードにより認証している。 <p><医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務及び機関別符号取得等事務></p> <ul style="list-style-type: none"> ・取りまとめ機関の職員に許可された業務メニューのみ表示するよう医療保険者等向け中間サーバー等で制御している。 ・運用管理要領等にアクセス権限と事務の対応表を規定し、職員と臨時職員、取りまとめ機関と委託事業者の所属の別等により、実施できる事務の範囲を限定している。 ・アクセス権限と事務の対応表は随時見直しを行う。 ・パスワードは、規則性のある文字列や単語は使わず、推測されにくいものを使用する。 <p><国保総合(国保集約)システムのクラウド移行作業時に関する措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・データ抽出・テストデータ生成及びデータ投入に関する作業には、委託先の責任者が特定個人情報ファイルの取扱権限を持つIDを発効するが、当該IDの権限及び数は必要最小限とし、作業者は範囲を超えた操作が行えないようシステム的に制御することを委託先に遵守させることとしている。 ・移行作業終了の際には、委託先の責任者が迅速にアクセス権限を更新し、当該IDを失効させることを委託先に遵守させることとしている。

<p>特定個人情報ファイルの取扱いの記録</p>	<p>[記録を残している] <選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない</p>
<p>具体的な方法</p>	<p><北九州市における措置> ・特定個人情報ファイルにアクセスする場合は、作業内容及び作業内容を記載した申請書を提出させ、その全ての申請書を保管する。</p> <p><医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務及び機関別符号取得等事務> ・操作ログを中間サーバーで記録している。 ・操作ログは、セキュリティ上の問題が発生した際、又は必要なタイミングでチェックを行う。</p> <p><国保総合(国保集約)システムのクラウド移行作業時に関する措置> ・移行作業に用いる電子記録媒体に格納したファイルは暗号化し、追記できない状態とし、作業終了後は、不正使用がないことを確認した上で破棄し、破棄日時・破棄方法を記録することを委託先に遵守させることとしている。 ・移行作業にあたって、作業員以外を対象ファイルにアクセスできないようにし、リスク範囲を限定することを委託先に遵守させることとしている。 ・移行以外の目的・用途でファイルを作成しないよう、委託先に対して周知徹底を行うとともに、作業時にチェックリストなどを用いて不必要な複製がされていないか記録を残すことを委託先に遵守させることとしている。 ・特定個人情報ファイルにアクセスする移行作業は二人で行う相互牽制の体制で実施することを委託先に遵守させることとしている。 ・移行作業に関しては定期的にログをチェックし、データ抽出等の不正な持ち出しが行われていないか監視することを委託先に遵守させることとしている。</p>
<p>特定個人情報の提供ルール</p>	<p>[定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない</p>
<p>委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法</p>	<p><北九州市における措置> ・委託先から他社への提供を禁止する旨を契約書に明記している。 ・また、委託先でのデータの保護状況について、必要に応じ委託者が検査を実施できる旨を契約書に明記している。</p> <p><医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務及び機関別符号取得等事務> ・契約書において本市が保有する個人情報を第三者に漏らしてはならない旨を定めており、委託先から他者への特定個人情報の提供を認めていない。 ・定期的に操作ログをチェックし、データ抽出等の不正な持ち出しが行われていないか監査する。</p>
<p>委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法</p>	<p><北九州市における措置> ・委託先の情報資産の保護体制、方法等をあらかじめ調査及び確認するとともに、秘密を保持する等のため、その代表者及び従事者から誓約書を徴収している。 ・加えて、提供するデータの指示された目的以外への使用及び第三者への提示を禁止する旨を契約書に明記している。 ・また、委託先でのデータの保護状況について、必要に応じ委託者が検査を実施できる旨を契約書に明記している。</p> <p><医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務及び機関別符号取得等事務> ・提供情報は、業務委託完了時にすべて返却又は消去する。 ・定期的に操作ログをチェックし、データ抽出等の不正な持ち出しが行われていないか監査する。</p>
<p>特定個人情報の消去ルール</p>	<p>[定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない</p>
<p>ルール内容及びルール遵守の確認方法</p>	<p>委託契約書に、以下の措置をとる旨を規定している。 ・個人情報を記録した(ハードウェアを含む)媒体等を廃棄する場合は、電磁的記録の消去又は記録装置の破砕等を行い、個人情報の復元ができない状態にすること。 ・個人情報を記録した(ハードウェアを含む)媒体等の破砕等を外部の者に依頼する場合は、情報の消去に係る確認書の提出を受けること。</p> <p><クラウド移行作業時に関する措置> ・移行作業に用いる電子記録媒体に格納したファイルは暗号化し、追記できない状態とし、作業終了後は、不正使用がないことを確認した上で破棄し、破棄日時・破棄方法を記録することを委託先に遵守させることとしている。</p>

	<p><国保総合(国保集約)システムのクラウド移行作業時に関する措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・データ抽出・テストデータ生成及びデータ投入に関する作業には、委託先の責任者が特定個人情報ファイルの取扱権限を持つIDを発効するが、当該IDの権限及び数は必要最小限とし、作業者は範囲を超えた操作が行えないようシステムの的に制御することを委託先に遵守させることとしている。 ・移行作業終了の際には、委託先の責任者が迅速にアクセス権限を更新し、当該IDを失効させることを委託先に遵守させることとしている ・移行作業に用いる電子記録媒体に格納したファイルは暗号化し、追記できない状態とし、作業終了後は、不正使用がないことを確認した上で破棄し、破棄日時・破棄方法を記録することを委託先に遵守させることとしている。 ・移行以外の目的・用途でファイルを作成しないよう、委託先に対して周知徹底を行うとともに、作業時にチェックリストなどを用いて不必要な複製がされていないか記録を残すことを委託先に遵守させることとしている。 ・特定個人情報ファイルにアクセスする移行作業は二人で行う相互牽制の体制で実施することを委託先に遵守させることとしている。 ・移行作業に関しては定期的にログをチェックし、データ抽出等の不正な持ち出しが行われていないか監視することを委託先に遵守させることとしている。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<p>特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置</p>	
<p><国保連合会における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・国保総合(国保集約)システムにおいて保有する特定個人情報、インターネットに流出することを防止するため、国保総合(国保集約)システムはインターネットには接続できないようシステム面の措置を講じている。 ・国保総合(国保集約)システムではUTM(コンピュータウイルスやハッキング等の脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知および侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ・国保総合(国保集約)システムでは、ウイルス対策ソフトウェアを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ・導入しているOSおよびミドルウェアについて、必要なセキュリティパッチの適用を行う。 ・国保総合(国保集約)システムをシステム管理課に設置し、設置場所への入退室記録管理、監視カメラによる監視および施錠管理を行う。 ・特定個人情報等を取扱う機器、電子媒体および書類等の盗難または紛失等を防止するために、物理的な安全管理措置を講ずる。 ・国保総合(国保集約)システムを使用して特定個人情報ファイルの複製等の操作が可能な職員を最小限に限定する。 ・特定個人情報ファイルを電子記録媒体に複製する際には、不必要な複製を制限するため、事前に管理者の承認を得る。 ・許可された電子記録媒体または機器等以外のものについて使用の制限等の必要な措置を講ずる。また、記録機能を有する機器の情報システム端末等への接続の制限等の必要な措置を講ずる。 ・電子記録媒体は、媒体管理簿で管理し、保管庫に施錠保管する。電子記録媒体に保存する情報については、作業が終わる都度、速やかに情報を消去する。保管する必要がない使用済の電子記録媒体はシュレッダーで粉砕し破棄する。 <p><取りまとめ機関における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・支払基金が「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」のうち「運用支援環境において、委託区画から取得した資格情報等を基に、資格履歴ファイルに格納する業務」及び「情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務」のうち「機関別符号取得業務」、「情報提供業務(オンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供)」の特定個人情報保護評価を実施している。 	
<p>5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [] 提供・移転しない</p>	
<p>リスク1: 不正な提供・移転が行われるリスク</p>	
特定個人情報の提供・移転の記録	[記録を残している] <選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	特定個人情報の提供・移転時には、情報照会・情報提供(どの端末でどの職員が、どの住民の情報について、いつ参照を行ったか)の記録がデータベースに逐一保存される。
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルール内容及びルール遵守の確認方法	他の業務所管課より情報の移転・提供を求められた場合は、データ利用申請書による申請が必要であり、審査の結果、承認されたものについてのみ、データの移転を行っている。
その他の措置の内容	媒体により情報を提供する場合、別途、システム作業申請による事前の申請を必要とする。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク2: 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	庁内連携システムにより特定の権限者以外は情報照会・提供ができず、さらに、情報照会・情報提供記録をデータベースに逐一保存することで、不適切な方法で特定個人情報がやりとりされることを防止している。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク	
リスクに対する措置の内容	1 誤った情報を移転してしまうリスクへの措置 移転する情報のチェックを行い、誤った情報が作成されないことをシステム上で担保する。 2 誤った相手に移転してしまうリスクへの措置 庁内連携システムでは本業務で保有する情報をすべて連携することはできず、番号法に基づき認められる情報のみ認められた相手にしか移転できないよう、システムの仕組みとして担保されている。 電子媒体による場合は、相手先のシステムが誤ったデータフォーマットの情報受け入れを拒否する仕組みとなっている。
リスクへの対策は十分か	[課題が残されている] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
-	
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)	
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> 1 情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 2 中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※1) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。 (※2) 番号法の規定による情報提供ネットワークシステムを利用した特定個人情報の提供に係る情報照会者、情報提供者、事務及び特定個人情報を一覧化し、情報照会の可否を判断するために使用するもの。 (※3) 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> 中間サーバーは、個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 1 中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 2 中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク3: 入手した特定個人情報 that 不正確であるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> 中間サーバーは、個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p><選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク	
リスクに対する措置の内容	<p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> 1 中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施するため、漏えい・紛失のリスクに対応している(※)。 2 既存システムからの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止する仕組みを設けている。 3 情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に当該結果を情報照会機能において自動で削除することにより、特定個人情報が漏えい・紛失するリスクを軽減している。 4 中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※)中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する特定個人情報の暗号化を行っており、照会者の中間サーバーでしか復号できない仕組みになっている。そのため、情報提供ネットワークシステムでは復号されないものとなっている。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 1 中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、漏えい・紛失のリスクに対応している。 2 中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 3 中間サーバー・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバー・プラットフォームの運用、監視・障害対応等、クラウドサービス事業者の業務は、クラウドサービスの提供であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはできない。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p><選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
リスク5: 不正な提供が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p><国民健康保険システムにおける措置> 特定個人情報の提供・移転時には、情報照会・情報提供(どの端末で、どの住民の情報についていつ参照を行ったか)の記録をデータベースに逐一保存することで、不正な提供を防止する。</p> <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> 1 情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可用照合リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可用照合リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。 2 情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 3 機微情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 4 中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p><選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>

リスク6: 不適切な方法で提供されるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p><国民健康保険システムにおける措置> 庁内連携システムにより特定の権限者以外は情報照会・提供ができず、さらに、情報照会・情報提供記録をデータベースに逐一保存することで、不適切な方法で特定個人情報がやりとりされることを防止する。</p> <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> 1 セキュリティ管理機能(※)により、情報提供ネットワークシステムに送信する情報は、情報照会者から受領した暗号化鍵で暗号化を適切に実施した上で提供を行う仕組みになっている。 2 中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※)暗号化・復号機能と、鍵情報及び照会許可照会リストを管理する機能。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 1 中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、不適切な方法で提供されるリスクに対応している。 2 中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 3 中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者及びクラウドサービス事業者においては、特定個人情報に係る業務にはアクセスができないよう管理を行い、不適切な方法での情報提供を行えないよう管理している。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
リスク7: 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク	
リスクに対する措置の内容	<p><国民健康保険システムにおける措置> 1 誤った情報を提供・移転してしまうリスクへの措置 提供・移転する情報のチェックを行い、誤った情報が作成されないことをシステム上で担保する。 2 誤った相手に提供・移転してしまうリスクへの措置 庁内連携システムでは本業務で保有する情報をすべて連携することはできず、番号法に基づき認められる情報のみ認められた相手にしか移転できないよう、システムの仕組みとして担保されている。</p> <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> 1 情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供許可証と情報照会者への経路情報を受領した上で、情報照会内容に対応した情報提供をすることで、誤った相手に特定個人情報が提供されるリスクに対応している。 2 情報提供データベース管理機能(※)により、「情報提供データベースへのインポートデータ」の形式チェックと、接続端末の画面表示等により情報提供データベースの内容を確認できる手段を準備することで、誤った特定個人情報を提供してしまうリスクに対応している。 3 情報提供データベース管理機能では、情報提供データベースの副本データを既存業務システムの原本と照合するためのエクスポートデータを出力する機能を有している。 (※)特定個人情報を副本として保存・管理する機能。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>

情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
<p><北九州市における措置> 本市では、情報提供ネットワークシステムとの全ての連携(接続)は、中間サーバーが行う構成となっており、情報提供ネットワークシステム側から、本市の業務システムへのアクセスはできない。</p> <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> 1 中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 2 情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 1 中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 2 中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 3 中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。 4 特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者及びクラウドサービス事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。</p>		
7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①NISC政府機関統一基準群	[政府機関ではない]	<選択肢> 1) 特に力を入れて遵守している 2) 十分に遵守している 3) 十分に遵守していない 4) 政府機関ではない
②安全管理体制	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
③安全管理規程	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
④安全管理体制・規程の職員への周知	[十分に周知している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて周知している 2) 十分に周知している 3) 十分に周知していない
⑤物理的対策	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	<p><北九州市システム共通基盤における措置> ①北九州市システム共通基盤運用事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。 ②北九州市システム共通基盤運用事業者は、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。 ③北九州市システム共通基盤運用事業者は、システム共通基盤に対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策を24時間365日講じる。 ④北九州市システム共通基盤運用事業者は、業務システムサーバーに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ⑤北九州市システム共通基盤運用事業者は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ⑥北九州市システム共通基盤の特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。 ⑦北九州市システム共通基盤運用事業者の運用保守地点から北九州市システム共通基盤への接続については、閉域ネットワークで構成する。 ⑧地方公共団体が管理する業務データは、権限がない者がアクセスできないよう制御を講じる。 ⑨特定個人情報ファイルにアクセスする業務用端末は、端末側に業務データが残らない方式を採用している。</p> <p><北九州市クラウド共通基盤における措置> ①クラウド事業者および北九州市クラウド共通基盤運用事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。 ②北九州市クラウド共通基盤運用事業者は、クラウド運用管理補助者として、GSPが提供するマネージドサービス等により、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。 ③北九州市クラウド共通基盤運用事業者は、クラウド共通基盤に対するセキュリティの脅威に</p>	

具体的な対策の内容

対し、脅威検出やDDos対策を24時間365日講じる。

④北九州市クラウド共通基盤運用事業者は、クラウド共通基盤に対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。

⑤北九州市クラウド共通基盤運用事業者は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。

⑥北九州市クラウド共通基盤の特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。ただし、一部の業務システムにおいては、リモート保守運用の必要性からインターネットを経由した接続を許可しており、接続元IPアドレスの制限、VPNによる通信の暗号化、操作画面のログ記録、事前申請により発行される一時認証情報の使用、リモート保守作業環境(ファシリティ)に関するルールの規定等のセキュリティ対策を講じている。

⑦北九州市クラウド共通基盤運用事業者の運用保守地点から北九州市クラウド共通基盤への接続については、閉域ネットワークで構成する。

⑧地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。

⑨特定個人情報ファイルにアクセスする業務用端末は、端末側に業務データが残らない方式を採用している。

<中間サーバー・プラットフォームにおける措置>

①中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。

②中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。

③導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。

⑩死者の個人番号	[保管している]	<選択肢> 1) 保管している 2) 保管していない
具体的な保管方法	死者の個人番号と生存する個人の個人番号を分けて管理していないため、生存する個人の個人番号と同様の管理を行う。	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 特定個人情報古い情報のまま保管され続けるリスク		
リスクに対する措置の内容	<p>保有する基本4情報は、異動があった場合に随時更新しているため、古い情報のまま保管されるリスクはない。</p> <p><国保総合(国保集約)システムの保管・消去></p> <ul style="list-style-type: none"> ・国保総合PCにおける措置 <ul style="list-style-type: none"> ・国保総合PCに登録した情報はサーバにのみ保存され、国保総合PCの端末に保存されることなく、国保総合PCの端末から国保総合(国保集約)システムの個人番号(特定個人情報ファイル)を操作することはできない仕組みとしている。 国保総合PCに登録した情報については被保険者の住所異動等が発生する都度更新しているため、特定個人情報古い情報のまま保存され続けるリスクはない。 	

リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク3: 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク			
消去手順	[定めていない]	<選択肢> 1) 定めている	2) 定めていない
手順の内容	<p>・システムの電子情報は、保存期限到達後にシステムでバッチ処理により消去する。 ・申請・届出書等については、文書管理規程に基づく保管及び廃棄を行う。</p> <p><国保総合(国保集約)システムの保管・消去> ・国保総合PCにおける措置 ・国保総合PCに登録した情報はサーバにのみ保存され、国保総合PCの端末に保存されることはなく、国保総合PCの端末から国保総合(国保集約)システムの個人番号(特定個人情報ファイル)を操作することはできない仕組みとしている。 国保総合PCに登録した情報については被保険者の住所異動等が発生する都度更新しているため、特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスクはない。</p> <p><北九州市システム共通基盤における措置> データの復元がなされないよう、北九州市システム共通基盤運用事業者において、確実にデータを消去するとともに廃棄証明書の提出を受ける。</p> <p><北九州市クラウド共通基盤における措置> データの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等に準拠したプロセスにしたがって確実にデータを消去する。</p>		
その他の措置の内容	-		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
<p><取りまとめ機関における措置> ・支払基金が「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」のうち「運用支援環境において、委託区画から取得した資格情報等を基に、資格履歴ファイルに格納する業務」及び「情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務」のうち「機関別符号取得業務」、「情報提供業務(オンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供)」の特定個人情報保護評価を実施している。</p>			

IV その他のリスク対策 ※

1. 監査		
①自己点検	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的なチェック方法	<p><北九州市における措置> 評価書の記載内容どおりの運用ができていないか、年に1度、担当部署において自己点検を実施する。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的に自己点検を実施することとしている。</p>	
②監査	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な内容	<p><システム共通基盤における措置> 北九州市システム共通基盤上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるASP又は北九州市システム共通基盤運用事業者が責任を有する。 北九州市システム共通基盤上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するASP又は北九州市システム共通機能事業者が対応するものとする。</p> <p><クラウド共通基盤における措置> 北九州市クラウド共通基盤上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるASP又は北九州市クラウド共通基盤運用事業者が責任を有する。 北九州市クラウド共通基盤上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するASP又は北九州市クラウド共通機能事業者が対応するものとする。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。</p> <p><国保総合(国保集約)システム> ・特定個人情報に関する安全管理措置状況について監査を行う。 また、受託者においても、特定個人情報等の取扱状況について定期的に自らも監査を実施しており、委託者が行う監査に協力することとしている。</p>	
2. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	<p><北九州市における措置> 全職員を対象とした情報セキュリティ研修を年に1回実施し、情報セキュリティ意識の向上を図っている。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> IPA(情報処理推進機構)が提供する最新の情報セキュリティ教育用資料等を基にセキュリティ教育資料を作成し、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、運用規則(接続運用規定等)や情報セキュリティに関する教育を年次(年2回)及び随時(新規要員着任時)実施することとしている。</p> <p><国保総合(国保集約)システムに関する教育・啓発> ・教育事項: 国保総合(国保集約)システムの操作・運用ならびに個人情報保護に関する教育および研修 ・教育頻度: 年間1回程度 ・教育方法: 集合教育 ・教育対象: 職員および嘱託員 ・違反行為に対する措置: 違反行為を行ったものに対しては、都度指導の上、違反行為の程度によっては懲戒の対象となる。 ・委託先である国保連合会に対しては、契約内容において、個人情報保護に関する秘密保持契約を締結している。</p>	

<p>具体的な方法</p>	<p>・教育の未受講者に対しては、再受講の機会を付与している。</p> <p><サイバーセキュリティに関する教育・啓発></p> <p>・教育事項:「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)」第29条の2における、特定個人情報の適正な取扱いを確保するために必要なサイバーセキュリティの確保に関する事項として、情報システムに対する不正な活動その他のサイバーセキュリティに対する脅威および当該脅威による被害の発生または拡大を防止するため必要な措置に関するものを含むもの</p> <p>・教育頻度:おおむね一年ごと</p> <p>・教育方法:未定</p> <p>・教育対象:特定個人情報ファイルを取扱う事務に従事する者</p> <p>・違反行為に対する措置:違反行為を行ったものに対しては、都度指導の上、違反行為の程度によっては懲戒の対象となりうる。</p> <p>・委託先である国保連合会に対しては、契約内容において、個人情報保護に関する秘密保持契約を締結している。</p> <p>・教育の未受講者に対しては、再受講の機会を付与している。</p> <p>*「個人情報の保護に関する法律および行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令(平成27年政令第427号)」によるもの。</p> <p>2 中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。</p>
---------------	--

3. その他のリスク対策

<p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p>中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。</p> <p><取りまとめ機関における措置></p> <p>・支払基金が「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」のうち「運用支援環境において、委託区画から取得した資格情報等を基に、資格履歴ファイルに格納する業務」及び「情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務」のうち「機関別符号取得業務」、「情報提供 業務(オンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供)」の特定個人情報保護評価を実施している。</p> <p><北九州市クラウド共通基盤における措置></p> <p>北九州市クラウド共通基盤上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるシステムベンダが責任を有する。</p> <p>北九州市クラウド共通基盤上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則として北九州市クラウド共通基盤に起因する事象の場合は、北九州市クラウド共通基盤構築事業者(以下、「基盤構築事業者」という。)と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、北九州市クラウド共通基盤に起因しない事象の場合は、システムベンダが対応するものとする。</p> <p>具体的な取り扱いについて、疑義が生じる場合は、地方公共団体と基盤構築事業者及びシステムベンダ、その他関係者間で協議を行う。</p>
--

V 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	〒803-0814 北九州市小倉北区大手町11番5号 北九州市立文書館
②請求方法	指定様式による書面の提出により、開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。
特記事項	市ホームページ上のQ&Aで、請求先、請求方法、請求書様式等を掲載している。
③手数料等	[有料] <選択肢> 1) 有料 2) 無料 (手数料額、納付方法: 手数料は不要。写しの交付の場合、通常片面1枚10円のコピー料。納付は、来館の場合は現金、郵送の場合はコピー料と郵送料。)
④個人情報ファイル簿の公表	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
個人情報ファイル名	国民健康保険関係システムファイル
公表場所	北九州市立文書館
⑤法令による特別の手続	—
⑥個人情報ファイル簿への不記載等	—
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	〒803-8501北九州市小倉北区城内1番1号 北九州市保健福祉局保険年金課 (電話 093-582-2415)
②対応方法	問合せの受付時及びその対応について、記録を残す。

VI 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和8年3月31日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 3) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 4) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に全項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取	
①方法	パブリックコメント方式による意見募集を実施。実施に際しては、北九州市ホームページ及び保健福祉局保険年金課、広報室広聴課、各区役所総務企画課・出張所において案の閲覧及び配布を行う。
②実施日・期間	令和8年4月 日～令和8年4月 日 (14日間)
③期間を短縮する特段の理由	
④主な意見の内容	
⑤評価書への反映	
3. 第三者点検	
①実施日	
②方法	北九州市個人情報保護審査会による第三者点検を実施。
③結果	
4. 個人情報保護委員会の承認【行政機関等のみ】	
①提出日	
②個人情報保護委員会による審査	

(別添3)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年6月9日	I-2 特定個人情報を扱う事務において使用するシステム		システム8を追加	事前	①重要な変更
平成29年6月9日	I-5 個人番号の利用 法令上の根拠	北九州市個人番号の利用に関する条例	北九州市個人番号の利用に関する条例第3条別表1の3の項、別表2の13の項、33の項	事前	①重要な変更
平成29年6月9日	II-3 特定個人情報の入手・使用		福岡県国民健康保険団体連合会 の記述を追加	事前	①重要な変更
平成29年6月9日	II-4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		委託事項7、8、9 を追加	事前	①重要な変更
平成29年6月9日	III-2 特定個人情報の入手		国保連合会からの入手 を追加	事前	①重要な変更
平成29年6月9日	III-3 特定個人情報の使用		国保総合PGにおける措置 を追加	事前	①重要な変更
平成29年6月9日	III-4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		国保連合会における措置 を追記	事前	①重要な変更
平成29年6月9日	III-7 特定個人情報の保管・消去		国保総合(国保集約)システムの保管・消去 を追記	事前	①重要な変更
平成29年6月9日	IV-1 監査		国保総合(国保集約)システム を追記	事前	①重要な変更
平成29年6月9日	別添1		国保情報集約システム、次期国保総合システム及び区役所窓口業務委託 を追記	事前	①重要な変更
平成31年2月6日	II-8 ⑥委託者名	未定	株式会社エイジック(小倉北区役所国保年金課) パーソルテンプスタッフ株式会社(小倉南区役所国保年金課及び八幡西区国保年金課)	事後	
令和3年3月3日	I-2 特定個人情報を扱う事務において使用するシステム		システム8のシステムの機能にオンライン資格確認の準備のための医療保険者等向け中間サーバー等への被保険者異動情報の提供を追加	事前	①重要な変更
令和3年3月3日	I-2 特定個人情報を扱う事務において使用するシステム		システム9を追加	事前	①重要な変更
令和3年3月3日	I-4 特定個人情報ファイルを取り扱う理由 ①事務実施上の必要性		・オンライン資格確認で被保険者等の資格情報を利用するためには、医療保険者等向け中間サーバー等において、医療保険者等の加入者等の履歴情報を正確に管理する必要があり、その履歴情報の生成の際には、同一人であることを正確に把握するために個人番号を用いることから、特定個人情報として国民健康保険関連情報ファイルを保有する。 を追記	事前	①重要な変更
令和3年3月3日	I-4 特定個人情報ファイルを取り扱う理由 ②実現が期待されるメリット		・オンライン資格確認等システムを通して、資格喪失後の受診に伴う事務コスト等の解消、高額療養費限度額適用認定証等の発行業務等の削減、被保険者番号の入力自動化による返戻レセプトの削減、後続開発システムとの連携による保健医療データ活用のしきみを実現する。 を追記	事前	①重要な変更
令和3年3月3日	I-5 個人番号の利用 法令上の根拠		・番号法第9条第1項 別表第一の30の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第24条 ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項 を追記	事前	①重要な変更
令和3年3月3日	I-6 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠		・オンライン資格確認の準備業務 番号利用法 附則第6条第4項 (利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) 国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項を追記	事前	①重要な変更
令和3年3月3日	I(別添1) 事務の内容		・オンライン資格確認のための国保情報集約システム及び取りまとめ機関との情報連携を追記	事前	①重要な変更
令和3年3月3日	II-4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項7 ①委託内容		・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するため、国保連合会は、市区町村より受領した被保険者しつこう異動に関するデータを編集し、「医療保険者等向け中間サーバー等」へ送信・登録を行う。	事前	①重要な変更
令和3年3月3日	II-4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項7 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲その妥当性	・なお、個人番号を用いるのは、資格継続業務と高額該当の引継ぎ業務のみであり、国民健康保険の療養給付等の審査・支払業務そのものには、個人番号を用いない。	・なお、個人番号を用いるのは、資格継続業務と高額該当の引継ぎ業務およびオンライン資格確認の準備のための医療保険者向け中間サーバー等への被保険者資格情報の提供(国保総合(国保集約)システム)のみであり、国民健康保険の療養給付等の審査・支払業務そのものには、個人番号を用いない。	事前	①重要な変更
令和3年3月3日	II-4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項10		医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務を追加	事前	①重要な変更
令和3年3月3日	II-4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項11		医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務を追加	事前	①重要な変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年3月3日	II-6 特定個人情報の保管・消去 ①保管場所	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ① 中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ① 中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を行う際には、警備員などにより顔写真入りの身分証明書と事前申請との照合を行う。	事前	①重要な変更
令和3年3月3日	II 別添2 ファイル記録項目		【国民健康保険情報ファイル】 942.被保険者証記号および被保険者証番号ごとに付番した枝番(個人を識別する2桁の番号)、943.券面記載の被保険者証記号、944.券面記載の被保険者証番号、945.券面記載の氏名(漢字)、946.券面記載の氏名(漢字)の読み仮名、947.券面記載氏名が通称名の場合の本名等(漢字)、948.券面記載氏名が通称名の場合の本名等(漢字)の読み仮名、949.被保険者証裏面への性別記載の有無、950.DV被害者等に関する自己情報不開示の申し出の有無 951.自己負担限度額が変更となった場合、または治癒により証を回収した場合の回収の理由が発生した日を追加。	事前	①重要な変更
令和3年3月3日	III-3 特定個人情報の使用リスク2 ユーザ認証の管理 具体的な管理方法		<国保総合PCにおける措置> ・パスワードは、規則性のある文字列や単語は使わず、推測されにくいものを使用する。	事前	①重要な変更
令和3年3月3日	III-3 特定個人情報の使用リスク2 特定個人情報の使用の記録 具体的な方法		<国保総合PCにおける措置> ・情報システム管理者は、定期的又はセキュリティ上の問題が発生した際に、記録の内容と関連する書面の記録を照合して確認し、不正な運用が行われていないかを監査する。	事前	①重要な変更
令和3年3月3日	III-3 特定個人情報の使用リスク2 リスクに対する措置の内容		<国保総合PCにおける措置> ・国保総合PCへのログイン時の認証の他に、ログインを実施した職員等・時刻・操作内容が記録され、国保連合会においても定期的又はセキュリティ上の問題が発生した際に、記録の内容を確認し、不正な運用が行われていないかを監査される。	事前	①重要な変更
令和3年3月3日	III-4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 具体的な制限方法		<医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務及び機関別符号取得等事務> ・取りまとめ機関の職員に許可された業務メニューのみ表示するよう医療保険者等向け中間サーバー等で制御している。 ・運用管理要領等にアクセス権限と事務の対応表を規定し、職員と臨時職員、取りまとめ機関と委託事業者の所属の別等により、実施できる事務の範囲を限定している。 ・アクセス権限と事務の対応表は随時見直しを行う。 ・パスワードは、規則性のある文字列や単語は使わず、推測されにくいものを使用する。 を追加。	事前	①重要な変更
令和3年3月3日	III-4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報ファイルの取扱いの記録 具体的な方法		<医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務及び機関別符号取得等事務> ・操作ログを中間サーバーで記録している。 ・操作ログは、セキュリティ上の問題が発生した際、又は必要なタイミングでチェックを行う。 を追加。	事前	①重要な変更
令和3年3月3日	III-4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報の提供ルール 委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法		<医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務及び機関別符号取得等事務> ・契約書において当市が保有する個人情報を第三者に漏らしてはならない旨を定めており、委託先から他者への特定個人情報の提供を認めていない。 ・定期的に操作ログをチェックし、データ抽出等の不正な持ち出しが行われていないかを監査する。 を追加。	事前	①重要な変更
令和3年3月3日	III-4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報の提供ルール 委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法		<医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務及び機関別符号取得等事務> ・提供情報は、業務委託完了時にすべて返却又は消去する。 ・定期的に操作ログをチェックし、データ抽出等の不正な持ち出しが行われていないかを監査する。 を追加する。	事前	①重要な変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年3月3日	Ⅲ-4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保 具体的な方法		<p><医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務及び機関別符号取得等事務></p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療保険者等向け中間サーバー等の運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施することになるため、クラウド事業者は、次を満たすものとする。 ○ISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証及びISO/IEC27018の認証を取得していること。 ○セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できること。 ○日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ○上記のほか、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしていること。 ・運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、開発者および運用者は、クラウド事業者が提示する責任共有モデルを理解し、OSから上のレイヤーに対して、システム構築上および運用上のセキュリティ(OSやミドルウェアの脆弱性対応、適切なネットワーク設定、アプリケーション対応、データ暗号化 etc)をどのように確保したかを書面にて示した上で、許諾を得ること。 <p>を追加する。</p>	事前	①重要な変更
令和3年3月3日	Ⅲ-4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報ファイルの委託におけるその他のリスクおよびその陸集に対する措置		<p><取りまとめ機関における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・支払基金が「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」のうち「運用支援環境において、委託区画から取得した資格情報等を基に、資格履歴ファイルに格納する業務」及び「情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務」のうち「機関別符号取得業務」、「情報提供業務(オンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供)」の特定個人情報保護評価を実施している。 <p>を追加する。</p>	事前	①重要な変更
令和3年3月3日	Ⅲ-6 リスク1 リスクに対する措置の内容	<p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <p>(※2)番号法別表第2及び第19条第14号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。</p>	<p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <p>(※2)番号法の規定による情報提供ネットワークシステムを利用した特定個人情報の提供に係る情報照会者、情報提供者、事務及び特定個人情報を一覧化し、情報照会の可否を判断するために使用するもの。</p>	事前	①重要な変更
令和3年3月3日	Ⅲ-6 リスク5 リスクに対する措置の内容	<p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <p>3 特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。</p>	<p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <p>3 機微情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。</p>	事前	①重要な変更
令和3年3月3日	Ⅲ-7 特定個人情報の保管・消去 ⑤物理的対策 具体的な対策の内容		<p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p>2 事前に申請し、承認されていない物品、記憶媒体、通信機器などを不正に所持し、持出持込することがないよう、警備員などにより確認している。</p> <p>を追加。</p>	事前	①重要な変更
令和3年3月3日	Ⅲ-7 特定個人情報の保管・消去 特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスクおよびそのリスクに対する措置		<p><取りまとめ機関における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・支払基金が「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」のうち「運用支援環境において、委託区画から取得した資格情報等を基に、資格履歴ファイルに格納する業務」及び「情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務」のうち「機関別符号取得業務」、「情報提供業務(オンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供)」の特定個人情報保護評価を実施している。 <p>を追加。</p>	事前	①重要な変更
令和3年3月3日	Ⅳ-2 従業者に対する教育・啓発 具体的な方法		<p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p>IPA(情報処理推進機構)が提供する最新の情報セキュリティ教育用資料等を基にセキュリティ教育資料を作成し、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、運用規則(接続運用規定等)や情報セキュリティに関する教育を年次(年2回)及び随時(新規要員着任時)実施することとしている。</p>	事前	①重要な変更
令和3年3月3日			<p><国保総合(国保集約)システムに関する教育・啓発></p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育事項: 国保総合(国保集約)システムの操作・運用ならびに個人情報保護に関する教育および研修 ・教育頻度: 年間1回程度 ・教育方法: 集合教育 ・教育対象: 職員および嘱託員 ・違反行為に対する措置: 違反行為を行ったものに対しては、都度指導の上、違反行為の程度によっては懲戒の対象となりうる。 ・委託先である国保連合会に対しては、契約内容において、個人情報保護に関する秘密保持契約を締結している。 ・教育の未受講者に対しては、再受講の機会を付与している。 	事前	①重要な変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年3月3日			<p><サイバーセキュリティに関する教育・啓発></p> <p>・教育事項:「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)」第29条の2における、特定個人情報の適正な取扱いを確保するために必要なサイバーセキュリティの確保に関する事項として、情報システムに対する不正な活動その他のサイバーセキュリティに対する脅威および当該脅威による被害の発生または拡大を防止するため必要な措置に関するものを含むものを追加。</p> <p>・教育頻度: おおむね一年ごと</p> <p>・教育方法: 未定</p> <p>・教育対象: 特定個人情報ファイルを取扱う事務に従事する者</p> <p>・違反行為に対する措置: 違反行為を行ったものに対しては、都度指導の上、違反行為の程度によっては懲戒の対象となる。</p> <p>・委託先である国保連合会に対しては、契約内容において、個人情報保護に関する秘密保持契約を締結している。</p> <p>・教育の未受講者に対しては、再受講の機会を付与している。</p> <p>*「個人情報の保護に関する法律および行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令(平成27年政令第427号)」によるもの。</p> <p>2 中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。</p>	事前	①重要な変更
令和3年3月3日	IV-3 その他のリスク対策		<p><取りまとめ機関における措置></p> <p>・支払基金が「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」のうち「運用支援環境において、委託区画から取得した資格情報等を基に、資格履歴ファイルに格納する業務」及び「情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務」のうち「機関別符号取得業務」、「情報提供 業務(オンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供)」の特定個人情報保護評価を実施している。</p> <p>を追加。</p>	事前	①重要な変更
令和3年10月25日	I-6 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<p>・情報提供の根拠規定 番号法第19条第1項第7号 別表第二(第1、2、3、4、5、17、26、27、30、33、39、42、46、58、62、80、87、93、106の項)</p> <p>・情報照会の根拠規定 番号法第19条第1項第7号 別表第二(第42、43、44、45の項)</p>	<p>・情報提供の根拠規定 番号法第19条第8号 別表第二(第1、2、3、4、5、17、26、27、30、33、39、42、46、58、62、80、87、93、106の項)</p> <p>・情報照会の根拠規定 番号法第19条第8号 別表第二(第42、43、44、45の項)</p>	事後	
令和3年10月25日	II-3 特定個人情報の入手・仕様 ⑤本人への明示	3 業務関係情報 番号法第19条第1項第7号別表第二の第42～45の項及び番号法別表第2の主務省令に定められている。	3 業務関係情報 番号法第19条第8号 別表第二の第42～45の項及び番号法別表第2の主務省令に定められている。	事後	
令和3年10月25日	II-4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 ⑥委託者名	株式会社 アール・ケー・ケー・コンピューター・サービス	株式会社RKKCS	事後	
令和3年10月25日	II-4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項6 ⑥委託者名	株式会社 アール・ケー・ケー・コンピューター・サービス	株式会社RKKCS	事後	
令和3年10月25日	II-4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項8	区役所国保年金課窓口業務	保険年金課及び区役所国保年金課業務	事後	
令和3年10月25日	II-4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項8 ①委託内容	区役所国保年金課の窓口業務の一部	保険年金課及び区役所国保年金課業務の一部	事後	
令和3年10月25日	II-4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項8 ⑥委託者名	株式会社エイジック(小倉北区役所国保年金課) パーソルテンプスタッフ株式会社(小倉南区役所国保年金課及び八幡西区国保年金課)	パーソルテンプスタッフ株式会社第二BPO事業本部	事後	
令和3年10月25日	II-4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項9 ⑥委託者名	富士通株式会社九州支社	富士通Japan株式会社北九州支店	事後	
令和3年10月25日	II-5 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先1	番号法第19条第7号別表第2に定める情報照会者(別紙1参照)	番号法第19条第8号別表第2に定める情報照会者(別紙1参照)	事後	
令和3年10月25日	II-5 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先1 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号別表第2	番号法第19条第8号別表第2	事後	
令和3年10月25日	II-5 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先1 ②提供先における用途	番号法第19条第7号別表第2に定める各事務(別紙1参照)	番号法第19条第8号別表第2に定める各事務(別紙1参照)	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年2月13日	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ④記録される項目 主な記録項目 ※		【項目の追加】 その他(公金受取口座情報)	事前	重要な変更
令和5年2月13日	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ④記録される項目 その妥当性	1 その他識別情報:対象者を正確に特定するため記録 2 連絡先情報:対象者の世帯情報の管理及び送付先の把握のため記録 3 業務関係情報: ・地方税関係情報:保険料の賦課、保険給付の算定のために記録 ・医療保険関係情報:資格管理、保険給付のために記録 ・生活保護・社会福祉関係情報:資格管理、保険給付のために記録 ・介護・高齢者福祉関係情報:保険料の特別徴収のために記録 ・年金情報:保険料の特別徴収実施のために記録	1 その他識別情報:対象者を正確に特定するため記録 2 連絡先情報:対象者の世帯情報の管理及び送付先の把握のため記録 3 業務関係情報: ・地方税関係情報:保険料の賦課、保険給付の算定のために記録 ・医療保険関係情報:資格管理、保険給付のために記録 ・生活保護・社会福祉関係情報:資格管理、保険給付のために記録 ・介護・高齢者福祉関係情報:保険料の特別徴収のために記録 ・年金情報:保険料の特別徴収実施のために記録 ・公金受取口座情報:保険給付及び保険料還付のために記録	事前	重要な変更
令和5年2月13日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ①入手元 ※	[○]行政機関・独立行政法人等 (年金保険者)	[○]行政機関・独立行政法人等 (年金保険者、デジタル庁)	事前	重要な変更
令和5年2月13日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ③入手の時期・頻度	1 識別情報:随時 2 連絡先等情報:随時 3 業務関係情報 (1) 収滞納情報:随時 (2) 生活保護関係情報:随時 (3) 地方税関係情報:毎月1回 (4) 介護保険関係情報:毎月1回 <国保連合会から入手する情報> 4 資格継続業務 (1)被保険者情報(国保資格取得喪失年月日連携ファイル、市町村被保険者IDの連携ファイル等) :国民健康保険に関する都道府県単位の被保険者資格情報 :平成30年4月以降、日次 5 高額該当の引き継ぎ業務 (1)引き継ぎ情報(継続候補世帯リスト、継続世帯確定リスト等) :転出地市町村から転入地市町村へ高額該当情報を引き継ぐための情報 :平成30年4月1日以降、月次	1 識別情報:随時 2 連絡先等情報:随時 3 業務関係情報 (1) 収滞納情報:随時 (2) 生活保護関係情報:随時 (3) 地方税関係情報:毎月1回 (4) 介護保険関係情報:毎月1回 (5) 公金受取口座情報:随時 <国保連合会から入手する情報> 4 資格継続業務 (1)被保険者情報(国保資格取得喪失年月日連携ファイル、市町村被保険者IDの連携ファイル等) :国民健康保険に関する都道府県単位の被保険者資格情報 :平成30年4月以降、日次 5 高額該当の引き継ぎ業務 (1)引き継ぎ情報(継続候補世帯リスト、継続世帯確定リスト等) :転出地市町村から転入地市町村へ高額該当情報を引き継ぐための情報 :平成30年4月1日以降、月次	事前	重要な変更
令和5年2月13日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項5 ⑥委託先名	株式会社 エヌ・ティ・ティ・マーケティングアクト九州支店コンタクトセンタ部北九州センター	アクセンチュア株式会社	事後	
令和5年2月13日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先1	保健福祉局地域福祉部保護課	保健福祉局総務部保護課	事後	
令和5年2月13日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先5	子ども家庭局子育て支援課	子ども家庭局子育て支援部子育て支援課	事後	
令和5年2月13日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先6	保健福祉局障害福祉課	保健福祉局障害福祉部障害者支援課	事後	
令和5年2月13日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先7	財政局徴収企画課	財政局税務部収税企画課	事後	
令和5年2月13日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先8	保健福祉局保険年金課	保健福祉局健康医療部保険年金課	事後	
令和5年2月13日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先9	保健福祉局障害福祉課	保健福祉局障害福祉部障害者支援課、保健福祉局障害福祉部精神保健・地域移行推進課	事後	
令和5年2月13日	VI 評価実施手続 1. 基礎項目評価 ①実施日	令和2年12月1日	令和4年11月9日	事前	重要な変更
令和5年2月13日	VI 評価実施手続 2. 国民・住民等からの意見の聴取 ②実施日・期間	令和2年12月14日～令和3年1月15日(33日間)	令和4年11月15日～12月14日(30日間)	事前	重要な変更
令和5年2月13日	VI 評価実施手続 3. 第三者点検 ①実施日	令和3年2月9日	令和5年1月6日	事前	重要な変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年2月13日	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要」4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託「委託事項10」12取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲」⑤委託先名の確認方法	11件	12件	事前	重要な変更
令和5年2月13日	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要」4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託「委託事項10」12取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲」⑤委託先名の確認方法	委託先名は調達関係情報として当市Webサイトに公開する。	物品等供給契約競争入札結果等の公表要領に基づく公表、また、北九州市情報公開条例に基づく契約書の開示請求により確認することができる。	事後	
令和5年2月13日	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要」4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託「委託事項11」12取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲」⑤委託先名の確認方法	委託先名は調達関係情報として当市Webサイトに公開する。	物品等供給契約競争入札結果等の公表要領に基づく公表、また、北九州市情報公開条例に基づく契約書の開示請求により確認することができる。	事後	
令和5年2月13日	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要」4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託「委託事項12」	記載なし	国保総合(国保集約)システムに係るアプリケーション保守業務及びシステム運用事務	事前	重要な変更
令和5年2月13日	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要」4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託「委託事項12」①委託内容	記載なし	国保総合(国保集約)システムに係るアプリケーション保守業務(アプリケーション改修、データバックアップ実施等)及びシステム運用事務(バックアップ取得、システム障害発生時のデータ復旧等)	事前	重要な変更
令和5年2月13日	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要」4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託「委託事項12」②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	記載なし	特定個人情報ファイルの全体	事前	重要な変更
令和5年2月13日	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要」4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託「委託事項12」②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲」対象となる本人の範囲※	記載なし	<ul style="list-style-type: none"> ・被保険者(*): 都道府県の区域内に住所を有する者で、他の医療保険制度の被保険者でない者のうち、当市に住所を有する者 ・擬制世帯主: 被保険者が属する住民基本台帳上の世帯主のうち、国民健康保険の被保険者でない者(例: 国保に加入している世帯員がいるが、その世帯の世帯主は社会保険に加入している場合に、この国保に未加入の世帯主を「擬制世帯主」という。) ・過去に被保険者であった者および過去に擬制世帯主であった者 ・国民健康保険法第5条から第6条に基づく被保険者のうち、当市に加入資格が適用される者をいう 	事前	重要な変更
令和5年2月13日	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要」4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託「委託事項12」2取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲」その妥当性	記載なし	<ul style="list-style-type: none"> ・被保険者の情報は、国民健康保険に関する事務の基礎情報であるため管理する必要がある。 ・医療費の自己負担限度額が非課税区分に該当するかどうかを判定する際には、擬制世帯主の住民税課税状況を含んで判定をするため、被保険者のみでなく、擬制世帯主の情報も必要である。 ・療養給付の審査・支払に関する業務等を行う上で、被保険者とその被保険者が属する世帯の世帯主(擬制世帯主)に関する所得等の情報を管理する必要がある。 ・「国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第110条によって保険給付を受ける権利は、2年間有効、「地方自治法(昭和22年法律第67号)第236条1項」によって不当利得の返還を受ける権利は5年間有効とされているため、過去の特定個人情報についても管理する必要がある。 ・なお、個人番号を用いるのは、資格継続業務と高額該当の引き継ぎ業務およびオンライン資格確認の準備のための医療保険者等向け中間サーバー等への被保険者資格情報の提供(国保総合(国保集約)システム)のみであり、国民健康保険の療養給付等の審査・支払業務そのものには、個人番号を用いない。 	事前	重要な変更
令和5年2月13日	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要」4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託「委託事項12」2取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲」④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	記載なし	専用線	事前	重要な変更
令和5年2月13日	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要」4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託「委託事項12」2取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲」⑤委託先名の確認方法	記載なし	物品等供給契約競争入札結果等の公表要領に基づく公表、また、北九州市情報公開条例に基づく契約書の開示請求により確認することができる。	事前	重要な変更
令和5年2月13日	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要」4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託「委託事項12」2取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲」⑥委託先名	記載なし	福岡県国保連合会(福岡県国保連合会は、国保中央会に再委託する)	事前	重要な変更
令和5年2月13日	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要」4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託「委託事項12」2取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲」再委託」⑦再委託の有無※	記載なし	再委託する	事前	重要な変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年2月13日	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要」4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託「委託事項12」「2取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲」「再委託」「⑧再委託の許諾方法」	記載なし	<p>委託先の福岡県国民健康保険団体連合会から再委託先の商号又は名称、住所、再委託する理由、再委託する業務の範囲、再委託する業務及び取り扱う特定個人情報データの範囲、再委託先に係る業務の履行能力、再委託先への立ち入り調査に係る要件、その他当事者が求める情報について記載した書面による再委託申請及び再委託に係る履行体制図(委託先による再委託先に対する監督体制を含む。)の提出を受け、〇〇〇〇国民健康保険団体連合会と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していること等、再委託先における安全管理措置を確認し、決裁等必要な手続を経た上で、再委託を許諾する(再委託先が更に再委託する場合も同様とする。)</p> <p>国保総合(国保集約)システムを、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施することになるため、クラウド事業者は、次を満たすものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証及びISO/IEC27018の認証を取得していること ・セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できること ・日本国内でのデータ保管を条件としていること ・上記のほか、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしていること。 ・クラウド事業者が提供するクラウドサービスは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に基づくクラウドサービスリストに掲載されているものとする。 <p>国保総合(国保集約)システムを、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、開発者および運用者は、クラウド事業者が提示する責任共有モデルを理解し、OSから上のレイヤーに対して、システム構築上および運用上のセキュリティ(OSやミドルウェアの脆弱性対応、適切なネットワーク設定、アプリケーション対応、データ暗号化Etc)をどのように確保したかを書面にて示した上で、許諾を得ること。</p>	事前	重要な変更
令和5年2月13日	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要」4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託「委託事項12」「2取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲」「再委託」「⑨再委託事項」	記載なし	<p>国保総合(国保集約)システムに係るアプリケーション保守業務及びシステム運用事務の全て</p>	事前	重要な変更
令和5年2月13日	「Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策※(7. リスク⑨を除く。)」4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託「再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保」具体的な方法」	クラウドに関する記載なし	<ul style="list-style-type: none"> ・国保総合(国保集約)システムを、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施することになるため、クラウド事業者は、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証及びISO/IEC27018の認証を取得していること ・セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できること ・日本国内でのデータ保管を条件としていること ・上記のほか、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしていること。 ・クラウド事業者が提供するクラウドサービスは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に基づくクラウドサービスリストに掲載されているものとする。 ・国保総合(国保集約)システムを、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、開発者および運用者は、クラウド事業者が提示する責任共有モデルを理解し、OSから上のレイヤーに対して、システム構築上および運用上のセキュリティ(OSやミドルウェアの脆弱性対応、適切なネットワーク設定、アプリケーション対応、データ暗号化Etc)をどのように確保したかを書面にて示した上で、許諾を得ること。 	事前	重要な変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年2月13日	「Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策※(7. リスク1⑨を除く。)」[4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託]「再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保」[具体的な方法]	クラウド移行作業に関する記載なし	<p><国保総合(国保集約)システムのクラウド移行作業時に関する措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・データ抽出・テストデータ生成及びデータ投入に関する作業には、委託先の責任者が特定個人情報ファイルの取扱権限を持つIDを発効するが、当該IDの権限及び数は必要最小限とし、作業者は範囲を超えた操作が行えないようシステムの制御することを委託先に遵守させることとしている。 ・移行作業終了の際には、委託先の責任者が迅速にアクセス権限を更新し、当該IDを失効させることを委託先に遵守させることとしている。 ・移行作業に用いる電子記録媒体に格納したファイルは暗号化し、追記できない状態とし、作業終了後は、不正使用がないことを確認した上で破棄し、破棄日時・破棄方法を記録することを委託先に遵守させることとしている。 ・移行以外の目的・用途でファイルを作成しないよう、委託先に対して周知徹底を行うとともに、作業時にチェックリストなどを用いて不要な複製がされていないか記録を残すことを委託先に遵守させることとしている。 ・特定個人情報ファイルにアクセスする移行作業は二人で行う相互牽制の体制で実施することを委託先に遵守させることとしている。 ・移行作業に関しては定期的にログをチェックし、データ抽出等の不正な持ち出しが行われていないか監視することを委託先に遵守させることとしている。 	事前	重要な変更
令和5年2月13日	「Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策※(7. リスク1⑨を除く。)」[4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託]「特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限」[具体的な制限方法]	クラウド移行作業に関する記載なし	<p><国保総合(国保集約)システムのクラウド移行作業時に関する措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・データ抽出・テストデータ生成及びデータ投入に関する作業には、委託先の責任者が特定個人情報ファイルの取扱権限を持つIDを発効するが、当該IDの権限及び数は必要最小限とし、作業者は範囲を超えた操作が行えないようシステムの制御することを委託先に遵守させることとしている。 ・移行作業終了の際には、委託先の責任者が迅速にアクセス権限を更新し、当該IDを失効させることを委託先に遵守させることとしている。 	事前	重要な変更
令和5年2月13日	「Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策※(7. リスク1⑨を除く。)」[4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託]「特定個人情報ファイルの取扱いの記録」[具体的な方法]	クラウド移行作業に関する記載なし	<p><国保総合(国保集約)システムのクラウド移行作業時に関する措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・移行作業に用いる電子記録媒体に格納したファイルは暗号化し、追記できない状態とし、作業終了後は、不正使用がないことを確認した上で破棄し、破棄日時・破棄方法を記録することを委託先に遵守させることとしている。 ・移行作業にあたって、作業員以外を対象ファイルにアクセスできないようにし、リスク範囲を限定することを委託先に遵守させることとしている。 ・移行以外の目的・用途でファイルを作成しないよう、委託先に対して周知徹底を行うとともに、作業時にチェックリストなどを用いて不要な複製がされていないか記録を残すことを委託先に遵守させることとしている。 ・特定個人情報ファイルにアクセスする移行作業は二人で行う相互牽制の体制で実施することを委託先に遵守させることとしている。 ・移行作業に関しては定期的にログをチェックし、データ抽出等の不正な持ち出しが行われていないか監視することを委託先に遵守させることとしている。 	事前	重要な変更
令和5年2月13日	「Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策※(7. リスク1⑨を除く。)」[4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託]「特定個人情報の消去ルール」[ルールの内容及びルール遵守の確認方法]	クラウド移行作業に関する記載なし	<p><クラウド移行作業時に関する措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・移行作業に用いる電子記録媒体に格納したファイルは暗号化し、追記できない状態とし、作業終了後は、不正使用がないことを確認した上で破棄し、破棄日時・破棄方法を記録することを委託先に遵守させることとしている。 	事前	重要な変更
令和5年2月13日	「V開示請求、問合せ」[1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求]「②請求方法」	北九州市個人情報保護条例第17条に基づき、必要事項を記載した開示請求書を提出する。	指定様式による書面の提出により、開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。	事後	
令和5年2月13日	「VI評価実施手続」[1. 基礎項目評価]「①実施日」	令和4年11月9日	令和5年11月28日	事前	重要な変更
令和5年2月13日	「VI評価実施手続」[2. 国民・住民等からの意見の聴取]「②実施日・期間」	令和4年11月15日～12月14日(30日間)	令和5年12月15日～令和6年1月4日(21日間)	事前	重要な変更
令和5年2月13日	「VI評価実施手続」[3. 第三者点検]「①実施日」	令和5年1月6日	令和5年1月19日	事前	重要な変更
令和7年10月1日	I-5 個人番号の利用法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表第一の30の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第24条	・番号法第9条第1項 別表44の項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第24条	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年10月1日	I-6 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・情報提供の根拠規定 番号法第19条第8号 別表第二(第1、2、3、4、5、17、26、27、30、33、39、42、46、58、62、80、87、93、106の項) 番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(第1、2、3、4、5、19、20、25、33、43、44、46、53条) ・情報照会の根拠規定 番号法第19条第8号 別表第二(第42、43、44、45の項) 番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(第25、26条)	・情報提供の根拠規定 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条の表(第2、3、6、13、16、19、20の2、27、38、42、48、55の2、56、65、69、70、81、83、87、95の2、115、125、131、137、141、145、158、161、164、165、166、173、173の2の項) ・情報照会の根拠規定 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条の表(第48、69、70の項) ・オンライン資格確認の準備業務 番号法附則第6条第4項 国民健康保険法第113条の3 第1項及び第2項	事後	
令和7年10月1日	II-2 基本情報 ⑥事務担当部署	北九州市保健福祉局健康医療部保険年金課	北九州市保健福祉局保険年金課	事後	
令和7年10月1日	II-3 特定個人情報の入手・使用 ①入手元	市民文化スポーツ局戸籍住民課、財政局税制課	総務市民局区政推進課、財政・変革局税制課	事後	
令和7年10月1日	II-3 特定個人情報の入手・使用 ⑤本人への明示	3 業務関係情報 番号法第19条第8号 別表第二の第42～45の項及び番号法別表第2の主務省令に定められている。	3 業務関係情報 番号法第19条第8号 別表第二の第44の項及び番号法別表の主務省令に定められている。	事後	
令和7年10月1日	II-4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	[○]その他(システムの運用保守において、特定個人情報ファイル全体を委託の対象にする必要がある。)	なし	事後	
令和7年10月1日	II-4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	[○]その他(本業務委託は、本市専用のサーバ群の運用管理であり、ファイルの提供は行わない。)	なし	事後	
令和7年10月1日	II-4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 ④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	[○]その他(システムの運用保守作業において、特定個人情報ファイルの提供は行わない。)	なし	事後	
令和7年10月1日	II-4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 その妥当性	システムの運用・保守作業を実施するために、特定個人情報ファイル全体を委託の対象にする必要がある。	システムの運用・保守作業を実施するために、特定個人情報ファイルの一部が委託の対象となる。	事後	
令和7年10月1日	II-4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4 ④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	[○]その他(システムの運用保守作業において、特定個人情報ファイルの提供は行わない。)	なし	事後	
令和7年10月1日	II-4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項5 ④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	[○]その他(滞納情報の確認・入力作業において、特定個人情報ファイルの提供は行わない。)	なし	事後	
令和7年10月1日	II-4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項9 ④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	[○]その他(システムの運用保守作業において、ファイルの提供は行わない。)	なし	事後	
令和7年10月1日	II-5 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先1	番号法第19条第8号別表第2に定める情報照会者(別紙1参照)	番号法第19条第8号別表に定める情報照会者(別紙1参照)	事後	
令和7年10月1日	II-5 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先1 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号別表第2	番号法第19条第8号別表	事後	
令和7年10月1日	II-5 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先1 ②提供先における用途	番号法第19条第8号別表第2に定める各事務(別紙1参照)	番号法第19条第8号別表に定める各事務(別紙1参照)	事後	
令和7年10月1日	II-5 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先1	保健福祉局総務部保護課	保健福祉局保護課	事後	
令和7年10月1日	II-5 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先2	保健福祉局健康医療部保険年金課	保健福祉局保険年金課	事後	
令和7年10月1日	II-5 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先3	保健福祉局地域福祉部介護保険課	保健福祉局介護保険課	事後	
令和7年10月1日	II-5 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先4	保健福祉局健康医療部保険年金課	保健福祉局保険年金課	事後	
令和7年10月1日	II-5 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先7	財政局税務部収税企画課	財政・変革局税務部収税企画課	事後	
令和7年10月1日	II-5 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先8	保健福祉局健康医療部保険年金課	保健福祉局保険年金課	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年10月1日	II-5 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先9 ③移転する情報	国民健康保険法施行規則第27条の13第4項の特定疾病療養受療証に関する情報	国民健康保険法施行規則第27条の13第4項の特定疾病療養受療証に関する情報	事後	
令和7年10月1日	「II 特定個人情報ファイルの概要」6. 特定個人情報の保管・消去」①保管場所」	<p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p>①中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置している。データセンターへの入館、及びサーバー室への入室を行う際は、警備員などにより顔写真入りの身分証明書と事前申請との照合を行う。</p> <p>②特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。</p>	<p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p>①中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。</p> <p>・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けている。・日本国内でデータを保管している。</p> <p>②特定個人情報は、クラウドサービス事業者が保有・管理する環境に構築する中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。</p>	事後	
令和7年10月1日	「II 特定個人情報ファイルの概要」6. 特定個人情報の保管・消去」③消去方法」	<p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p>①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの事業者が特定個人情報を消去することはない。</p> <p>②ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊により完全に消去する。</p>	<p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p>①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者が特定個人情報を消去することはない。</p> <p>②クラウドサービス事業者が保有・管理する環境において、障害やメンテナンス等によりディスクやハード等を交換する際は、クラウドサービス事業者において、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に準拠したデータの暗号化消去及び物理的破壊を行う。さらに、第三者の監査機関が定期的に発行するレポートにより、クラウドサービス事業者において、確実にデータの暗号化消去及び物理的破壊が行われていることを確認する。</p> <p>③中間サーバー・プラットフォームの移行の際は、地方公共団体情報システム機構及び中間サーバー・プラットフォームの事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、データセンターに設置しているディスクやハード等を物理的破壊により完全に消去する。</p>	事後	
令和7年10月1日	「III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策」6. 情報提供ネットワークシステムとの接続」リスク4」リスクに対する措置の内容」	<p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p>③中間サーバー・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバー・プラットフォームの運用、監視・障害対応等であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはない。</p>	<p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p>③中間サーバー・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバー・プラットフォームの運用、監視・障害対応等、クラウドサービス事業者の業務は、クラウドサービスの提供であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはない。</p>	事後	
令和7年10月1日	「III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策」6. 情報提供ネットワークシステムとの接続」リスク6」リスクに対する措置の内容」	<p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p>③中間サーバー・プラットフォームの事業者においては、特定個人情報に係る業務にはアクセスができないよう管理を行い、不適切な方法での情報提供を行えないよう管理している。</p>	<p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p>③中間サーバー・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者においては、特定個人情報に係る業務にはアクセスができないよう管理を行い、不適切な方法での情報提供を行えないよう管理している。</p>	事後	
令和7年10月1日	「III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策」6. 情報提供ネットワークシステムとの接続」情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置」	<p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p>④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。</p>	<p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p>④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。</p>	事後	
令和7年10月1日	「III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策」7. 特定個人情報の保管・消去」リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク」⑤物理的対策 具体的な対策の内容」	<p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p>①中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入室者管理、有人監視及び施設管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。</p> <p>②事前に申請し承認されてない物品、記憶媒体、通信機器などを不正に所持し、持出持込することがないよう、警備員などにより確認している。</p>	<p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p>①中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。</p> <p>なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。</p> <p>・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けている。</p> <p>・日本国内でデータを保管している。</p>	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年10月1日	「Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策」[7. 特定個人情報の保管・消去]「リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク」[⑥技術的対策 具体的な対策の内容]	記載なし	<p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p>4 中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度 (ISMAP) に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、インターネットとは切り離された閉域ネットワーク環境に構築する。</p> <p>5 中間サーバーのデータベースに保存される特定個人情報は、中間サーバー・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者がアクセスできないよう制御を講じる。</p> <p>6 中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。</p> <p>7 中間サーバー・プラットフォームの移行の際は、中間サーバー・プラットフォームの事業者において、移行するデータを暗号化した上で、インターネットを経由しない専用回線を使用し、VPN等の技術を利用して通信を暗号化することでデータ移行を行う。</p>	事後	
令和7年10月1日	Ⅲ-6 特定個人情報の提供・移転 リスク4 リスクに対する措置の内容	<p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p>3 中間サーバー・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバー・プラットフォームの運用、監視・障害対応等であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはできない。</p>	<p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p>3 中間サーバー・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバー・プラットフォームの運用、監視・障害対応等、クラウドサービス事業者の業務は、クラウドサービスの提供であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはできない。</p>	事後	
令和7年10月1日	Ⅲ-6 特定個人情報の提供・移転 リスク6 リスクに対する措置の内容	<p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p>3 中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者においては、特定個人情報に係る業務にはアクセスができないよう管理を行い、不適切な方法での情報提供を行えないよう管理している。</p>	<p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p>3 中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者及びクラウドサービス事業者においては、特定個人情報に係る業務にはアクセスができないよう管理を行い、不適切な方法での情報提供を行えないよう管理している。</p>	事後	
令和7年10月1日	Ⅲ-6 特定個人情報の提供・移転 情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置	<p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p>4 特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。</p>	<p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p>4 特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者及びクラウドサービス事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。</p>	事後	
令和7年10月1日	Ⅲ-7 特定個人情報の保管・消去 ⑤物理的対策 具体的な対策の内容	<p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p>1 中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施設管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。</p> <p>2 事前に申請し、承認されていない物品、記憶媒体、通信機器などを不正に所持し、持出持込することがないよう、警備員などにより確認している。</p>	<p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p>1 中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度 (ISMAP) に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けている。 ・日本国内でデータを保管している。 	事後	
令和7年10月1日	Ⅲ-7 特定個人情報の保管・消去 ⑥技術的対策 具体的な対策の内容	記載なし	<p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p>4 中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度 (ISMAP) に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、インターネットとは切り離された閉域ネットワーク環境に構築する。</p> <p>5 中間サーバーのデータベースに保存される特定個人情報は、中間サーバー・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者がアクセスできないよう制御を講じる。</p> <p>6 中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。</p> <p>7 中間サーバー・プラットフォームの移行の際は、中間サーバー・プラットフォームの事業者において、移行するデータを暗号化した上で、インターネットを経由しない専用回線を使用し、VPN等の技術を利用して通信を暗号化することでデータ移行を行う。</p>	事後	
令和7年10月1日	「Ⅳその他のリスク対策」[1. 監査]「②監査 具体的な内容」	記載なし	<p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p>②政府情報システムのためのセキュリティ評価制度 (ISMAP) に登録されたクラウドサービス事業者は、定期的なISMAP監査機関リストに登録された監査機関による監査を行うこととしている。</p>	事後	
令和7年10月1日	「Ⅳその他のリスク対策」[3. その他のリスク対策]	<p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p>①中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理 (入退室管理等)、ITリテラシーの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用、監視を実現する。</p>	<p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p>①中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度 (ISMAP) に登録されたクラウドサービス事業者による高レベルのセキュリティ管理 (入退室管理等)、ITリテラシーの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用、監視を実現する。</p>	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年10月1日	V-2 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	北九州市保健福祉局健康医療部保険年金課	北九州市保健福祉局保険年金課	事後	
	「I 基本情報」(別添1)事務内容	国民健康保険システム	【北九州市クラウド共通基盤】 国民健康保険システム(市町村事務処理標準システム)	事前	
	「II 特定個人情報ファイルの概要」4. 特定個人情報ファイルの取り扱いの委託「委託事項4」「③委託先における取扱者数」	10人未満	10人以上50人未満	事前	
	「II 特定個人情報ファイルの概要」4. 特定個人情報ファイルの取り扱いの委託「委託事項9」「③委託先における取扱者数」	10人以上50人未満	10人未満	事前	
	「II 特定個人情報ファイルの概要」4. 特定個人情報ファイルの取り扱いの委託「委託事項13」		新規追加	事前	重要な変更
	「II 特定個人情報ファイルの概要」6. 特定個人情報の保管・消去 「①保管場所」	<北九州市における措置>	北九州市クラウド共通基盤の追加に伴い、<北九州市における措置>を、<北九州市システム共通基盤>と<北九州市クラウド共通基盤>に細分化して記載。	事前	重要な変更
	「II 特定個人情報ファイルの概要」6. 特定個人情報の保管・消去 「③消去方法」	<北九州市における措置>	北九州市クラウド共通基盤の追加に伴い、<北九州市における措置>を、<北九州市システム共通基盤>と<北九州市クラウド共通基盤>に細分化して記載。	事前	
	「II 特定個人情報ファイルの概要」 「(別添2)特定個人情報ファイル記録項目」	データベース上の項目名を記載	市町村事務処理標準システムの導入に伴い、【国民健康保険情報ファイル】は厚生労働省が定める「国民健康保険システムの標準仕様書」に準拠することとなるため、記載内容を整理。	事前	
	「III リスク対策(プロセス)」5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 「リスク1: 不正な提供・移転が行われるリスク」 「その他の措置の内容」	媒体により情報を提供する場合、別途、データ利用申請書による事前の申請を必要とする。	媒体により情報を提供する場合、別途、システム作業申請による事前の申請を必要とする。	事前	
	「III リスク対策(プロセス)」7. 特定個人情報の保管・消去 「リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク」 「⑤物理的対策」 「具体的な対策の内容」	<北九州市における措置>	北九州市クラウド共通基盤の追加に伴い、<北九州市における措置>を、<北九州市システム共通基盤>と<北九州市クラウド共通基盤>に細分化して記載。	事前	
	「III リスク対策(プロセス)」7. 特定個人情報の保管・消去 「リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク」 「⑥技術的対策」 「具体的な対策の内容」	<北九州市における措置>	北九州市クラウド共通基盤の追加に伴い、<北九州市における措置>を、<北九州市システム共通基盤>と<北九州市クラウド共通基盤>に細分化して記載。	事前	
	「III リスク対策(プロセス)」7. 特定個人情報の保管・消去 「リスク3: 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク」 「消去手順」 「手順の内容」	<北九州市における措置>	北九州市クラウド共通基盤の追加に伴い、<北九州市における措置>を、<北九州市システム共通基盤>と<北九州市クラウド共通基盤>に細分化して記載。	事前	
	「IV その他のリスク対策」1. 監査 「②監査」 「具体的な内容」	<北九州市における措置>	北九州市クラウド共通基盤の追加に伴い、<北九州市における措置>を、<北九州市システム共通基盤>と<北九州市クラウド共通基盤>に細分化して記載。	事前	
	「IV その他のリスク対策」3. その他のリスク対策」	<北九州市クラウド共通基盤における措置>を追加。	<北九州市クラウド共通基盤における措置>を追加。	事前	

別紙1

項番	情報照会者	特定個人番号利用事務	情報提供者	利用特定個人情報
2	全国健康保険協会	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって第四条で定めるもの	医療保険者	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報(以下この条において「医療保険給付関係情報」という。)であって第四条で定めるもの
3	健康保険組合	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって第五条で定めるもの	医療保険者	医療保険給付関係情報であって第五条で定めるもの
5	厚生労働大臣	船員保険法第四条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた船員保険に関する事務であって第七条で定めるもの	厚生労働大臣	失業等給付関係情報であって第七条で定めるもの
6	全国健康保険協会	船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって第八条で定めるもの	医療保険者	医療保険給付関係情報であって第八条で定めるもの
13	都道府県知事	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって第十五条で定めるもの	医療保険者	医療保険給付関係情報であって第十五条で定めるもの
16	市町村長	児童福祉法による肢体不自由児通所医療費の支給に関する事務であって第十八条で定めるもの	児童福祉法第二十一条の五の三十一に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者	児童福祉法第二十一条の五の三十一に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって第十八条で定めるもの
19	都道府県知事	児童福祉法による障害児入所医療費の支給に関する事務であって第二十一条で定めるもの	児童福祉法第二十四条の二十二に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者	児童福祉法第二十四条の二十二に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって第二十一条で定めるもの
20 の 2	都道府県知事等	児童福祉法による助産施設における助産の実施に関する事務であって第二十二條の二で定めるもの	医療保険者	医療保険各法による医療に関する給付の支給に関する情報であって第二十二條の二で定めるもの
27	市町村長	予防接種法による給付(同法第十五条第一項の疾病に係るものに限る。)の支給に関する事務であって第二十九条で定めるもの	医療保険者	医療保険各法その他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報であって第二十九条で定めるもの
38	市町村長	予防接種法による給付(同法第十五条第一項の疾病に係るものに限る。)の支給に関する事務であって第二十九条で定めるもの	医療保険者	医療保険各法その他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報であって第二十九条で定めるもの
42	都道府県知事	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置に関する事務であって第四十条で定めるもの	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三十条の二に規定する他の法律による医療に関する給付の支給を行うこととされている者	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三十条の二に規定する他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報であって第四十条で定めるもの
48	市町村長	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律(平成三十一年法律第三号)による地方税又は森林環境税の賦課徴収に関する事務であって第五十条で定めるもの	医療保険者	医療保険給付関係情報であって第五十条で定めるもの
55 の 2	法務大臣	出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)による外国人の在留資格に係る許可に関する事務であって第五十七条の二で定めるもの	医療保険者	医療保険給付関係情報であって第五十七条の二で定めるもの
56	日本私立学校振興・共済事業団	私立学校教職員共済法による短期給付の支給に関する事務であって第五十八条で定めるもの	医療保険者	医療保険給付関係情報であって第五十八条で定めるもの
65	国家公務員共済組合	国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって第六十七条で定めるもの	医療保険者	医療保険給付関係情報であって第六十七条で定めるもの
69	市町村長又は国民健康保険組合	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって第七十一条で定めるもの	医療保険者	医療保険給付関係情報であって第七十一条で定めるもの
70	市町村長又は国民健康保険組合	国民健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって第七十二条で定めるもの	市町村長又は国民健康保険組合	国民健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって第七十二条で定めるもの

別紙1

項番	情報照会者	特定個人番号利用事務	情報提供者	利用特定個人情報
81	都道府県知事等	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって第八十三条で定めるもの	医療保険者	医療保険各法による医療に関する給付の支給に関する情報であって第八十三条で定めるもの
83	地方公務員共済組合	地方公務員等共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって第八十五条で定めるもの	医療保険者	医療保険給付関係情報であって第八十五条で定めるもの
87	市町村長	老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって第八十九条で定めるもの	医療保険者	医療保険給付関係情報であって第八十九条で定めるもの
95の2	市町村長	母子保健法による養育医療の給付の支給に関する事務であって第九十七条の二で定めるもの	医療保険者	医療保険各法による医療に関する給付の支給に関する情報であって第九十七条の二で定めるもの
115	後期高齢者医療広域連合	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって第一百七十七条で定めるもの	医療保険者	医療保険給付関係情報であって第一百七十七条で定めるもの
125	都道府県知事等	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付の支給に関する事務であって第二百二十七条で定めるもの	医療保険者	医療保険給付関係情報であって第二百二十七条で定めるもの
131	市町村長	介護保険法による保険給付の支給又は地域支援事業の実施に関する事務であって第三百三十三条で定めるもの	医療保険者	医療保険給付関係情報であって第三百三十三条で定めるもの
137	都道府県知事又は保健所を設置する市(特別区を含む。)の長	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百十四号)による費用の負担又は療養費の支給に関する事務であって第三百九十九条で定めるもの	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第三十九条第一項に規定する他の法律による医療に関する給付の支給を行うこととされている者	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第三十九条第一項に規定する他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報であって第三百九十九条で定めるもの
141	独立行政法人日本学生支援機構	独立行政法人日本学生支援機構法(平成十五年法律第九十四号)による学資の貸与及び支給に関する事務であって第四百三十三条で定めるもの	医療保険者	医療保険各法その他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報であって第四百三十三条で定めるもの
145	都道府県知事又は市町村長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する事務であって第四百七十七条で定めるもの	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七條に規定する他の法令により行われる給付の支給を行うこととされている者	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七條に規定する他の法令により行われる給付の支給に関する情報であって第四百七十七条で定めるもの
158	都道府県知事	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であって第六十条で定めるもの	医療保険者	医療保険給付関係情報であって第六十条で定めるもの
161	都道府県知事等	昭和二十九年社発第三百八十二号通知に基づく外国人であって生活に困窮する者に係る保護の決定及び実施又は徴収金の徴収(以下この欄において「生活保護関係事務」という。)の取扱いに準じた生活保護関係事務に関する事務であって第六十三条で定めるもの	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険給付関係情報であって第六十三条で定めるもの
164	都道府県知事	「特定感染症検査等事業について」(平成十四年三月二十七日付け健発第〇三二七〇一二号厚生労働省健康局長通知)の特定感染症検査等事業実施要綱に基づくウイルス性肝炎患者等の重症化予防推進事業に係る陽性者フォローアップ事業の実施に関する事務であって第六十六条で定めるもの	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給に関する情報であって第六十六条で定めるもの
165	都道府県知事	「感染症対策特別促進事業について」(平成二十年三月三十一日付け健発第〇三三一〇一号厚生労働省健康局長通知)の肝炎治療特別促進事業実施要綱に基づく肝炎治療特別促進事業の実施に関する事務であって第六十七条で定めるもの	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給に関する情報であって第六十七条で定めるもの

別紙1

項番	情報照会者	特定個人番号利用事務	情報提供者	利用特定個人情報
166	都道府県知事	「肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業について」(平成三十年六月二十七日付け健発〇六二七第一号厚生労働省健康局長通知)の肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業実施要綱に基づく肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の実施に関する事務であって第百六十八条で定めるもの	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給に関する情報であって第百六十八条で定めるもの
173	都道府県知事	「特定疾患治療研究事業について」(昭和四十八年四月十七日付け衛発第二百四十二号厚生省公衆衛生局長通知)の特定疾患治療研究事業実施要綱に基づく特定疾患治療研究事業の実施に関する事務であって第百七十五条で定めるもの	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険給付関係情報であって第百七十五条で定めるもの
173 の 2	都道府県知事	「先天性血液凝固因子障害等治療研究事業について」(平成元年七月二十四日付け健医発第八百九十六号厚生省保健医療局長通知)の先天性血液凝固因子障害等治療研究事業実施要綱に基づく先天性血液凝固因子障害等治療研究事業の実施に関する事務であって第百七十五条の二で定めるもの	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険給付関係情報であって第百七十五条の二で定めるもの